

教育委員会定例会日程

令和8年3月25日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長諸報告

4 議案

第3号議案 長岡京市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

第4号議案 長岡京市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

第5号議案 長岡京市学校運営協議会規則の一部改正について

第6号議案 長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則の廃止について

第7号議案 長岡京市スポーツ推進委員の委嘱について

第8号議案 長岡京市文化財保護審議会委員の委嘱について

第9号議案 中央公民館設置条例施行規則の一部改正について

5 報告事項

・長岡京市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)

・令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表について (学校教育課)

・令和8年度「学校教育の重点」について (学校教育課)

・「長岡京市文化財保存活用地域計画」の前期間(令和5~7年度)の点検・検証結果について (文化財保存活用課)

・京都府暫定登録文化財への登録について (文化財保存活用課)

6 主な行事・会議結果報告

7 次回定例会までの主な行事・会議予定

8 意見交換

9 閉会

第 3 号議案

長岡京市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

長岡京市教育委員会事務局組織規則（昭和 4 6 年長岡京市教育委員会規則第 2 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西 村 文 則

（提案理由）

令和 8 年度組織改正に伴い、教育施設課の新設及び事務移管等を行うため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

長岡京市教育委員会事務局組織規則（昭和46年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前		
(事務局等の組織)		(事務局等の組織)		
第2条 【略】		第2条 【略】		
2 事務局に所属する組織は、次の表に掲げるとおりとする。		2 事務局に所属する組織は、次の表に掲げるとおりとする。		
部	室又は課	係又は担当		
教育 部	教育総務課	総務係 放課後児童ク ラブ担当	総務・施設整備担当	
		教育施設課		施設係
	【略】		【略】	
	生涯学習課	生涯活躍係	生涯学習課	生涯学習係 放課後児 童クラブ担当
	【略】		【略】	
3 教育機関は、次の表に掲げるもののほか、教育部に属する。		3 教育機関は、次の表に掲げるもののほか、教育部に属する。		
主管する室又は課	教育機関	主管する室又は課	教育機関	
【略】		【略】		
文化財保存活用課	埋蔵文化財調査センタ ー	文化財保存活用課	埋蔵文化財調査センタ ー	
生涯学習課	中央公民館	【加える】		
(職員)		(職員)		
第3条 【略】		第3条 【略】		
2 必要があるときは、部に参事及び次長、室に監、主幹、室長補佐及び主任専門員、課に主幹、課長補佐及び主任専門員、係に主任専門員、総括主査、専門員及び主査並びに担当に主幹、室長補佐、課長補佐、主任専門員、総括主査、専門員及び主査を置くことができる。		2 必要があるときは、部に参事、次長及び政策主幹、室に監、主幹、室長補佐及び主任専門員、課に主幹、課長補佐及び主任専門員、係に主任専門員、総括主査、専門員及び主査、担当に主幹、室長補佐、課長補佐、主任専門員、総括主査、専門員及び主査を置くことができる。		
3 【略】		3 【略】		

改正後	改正前
<p>(職務等)</p> <p>第4条 部長、参事、次長、監、室長、課長、主幹、室長補佐、課長補佐、主任専門員、係長、総括主査、専門員及び主査の基本的な職務については、長岡京市事務分掌規則（平成28年長岡京市規則第33号）第15条、第17条、<u>第19条</u>及び<u>第21条</u>から第31条までの規定を準用する。</p> <p>2 【略】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する室、課、係及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p><u>総務係</u></p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 教育委員会の職員の<u>人事等</u>に関すること。</p> <p><u>(7) 学校教職員の内申に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(11) 【略 号の繰下げ】</u></p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p>	<p>(職務等)</p> <p>第4条 部長、参事、次長、<u>政策主幹</u>、監、室長、課長、主幹、室長補佐、課長補佐、主任専門員、係長、総括主査、専門員及び主査の基本的な職務については、長岡京市事務分掌規則（平成28年長岡京市規則第33号）第15条、第17条、<u>第18条</u>及び<u>第20条</u>から第31条までの規定を準用する。</p> <p>2 【略】</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第6条 第2条に規定する室、課、係及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p><u>総務・施設整備担当</u></p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 教育委員会の職員の<u>人事</u>に関すること。</p> <p>【加える】</p> <p><u>(7)～(10) 【略】</u></p> <p><u>(11) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p><u>(12) 財産管理台帳及び施設台帳に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学校施設関係補助金等に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学校施設に係る調査統計に関すること。</u></p> <p><u>(15) 教育部所管建築物の整備に関する調査、設計、監理、監督及び施工に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(12) <u>学校の情報システムの管理運営及び整備に関すること。</u></p> <p>(13)～(15) 【略 号の繰上げ】</p> <p><u>放課後児童クラブ担当</u></p> <p>(1) <u>放課後児童クラブの企画及び運営並びにこれらに係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>放課後児童クラブの入退会に関すること。</u></p> <p>(3) <u>放課後児童クラブ保護者協力金に関すること。</u></p> <p>教育施設課</p> <p><u>施設係</u></p> <p>(1) <u>学校施設の整備及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>財産管理台帳及び施設台帳に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学校施設関係補助金等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>学校施設に係る調査統計に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育部所管建築物の整備に関する調査、設計、監理、監督及び施工に関すること。</u></p> <p>学校教育課</p> <p>学務係 【略】</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(15) 【略】</p> <p>(16) <u>学校給食共同調理場に関すること。</u></p> <p>生涯学習課</p>	<p>【加える】</p> <p>(16)～(18) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>学校教育課</p> <p>学務係 【略】</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(15) 【略】</p> <p>(16) <u>学校給食共同調理場との連絡調整に関すること。</u></p> <p>生涯学習課</p>

改正後	改正前
<p><u>生涯活躍係</u></p> <p>(1) <u>生涯学習及び社会教育に係る企画及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習施設及び社会教育施設の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書館との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>人権教育に関すること。</u></p> <p>(5) <u>生涯学習に関すること。</u></p> <p>(6) <u>中央生涯学習センターとの連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>生涯学習団体交流室に関すること。</u></p> <p>(8) <u>生涯学習及び社会教育に係る関係団体の育成に関すること。</u></p> <p>(9) <u>社会教育委員等に関すること。</u></p> <p>(10) <u>地域学校協働活動及び地域学校協働本部に関すること。</u></p> <p>(11) <u>青少年健全育成に関すること。</u></p> <p>(12) <u>長岡京市社会教育活動安全基金に関すること。</u></p> <p>(13) <u>公民館に関すること。</u></p> <p>(14) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>【削る】</p>	<p><u>生涯学習係</u></p> <p>(1) <u>生涯学習及び社会教育に係る企画及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生涯学習人材登録制度に関すること。</u></p> <p>(3) <u>生涯学習施設及び社会教育施設の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>(4) <u>中央生涯学習センター及び生涯学習関連施設、機関等との提携及び調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>中央生涯学習センター生涯学習団体交流室の管理運営に関すること。</u></p> <p>(6) <u>西山キャンプ場の管理運営に関すること。</u></p> <p>(7) <u>社会教育委員等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>公民館及び図書館との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>人権教育に関する指導者の育成、学習機会の提供及び活動の支援に関すること。</u></p> <p>(10) <u>人権教育に関する教材及び情報等の提供に関すること。</u></p> <p>(11) <u>その他人権教育の推進に関すること。</u></p> <p>(12) <u>生涯学習及び社会教育に係る関係団体の育成に関すること。</u></p> <p>(13) <u>学校施設を利用する社会教育に関すること。</u></p> <p>(14) <u>地域学校協働本部に関すること。</u></p> <p>(15) <u>地域で支える中学校教育支援事業に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>文化・スポーツ振興課 【略】</p> <p>文化財保存活用課</p> <p>(1)～(7) 【略】</p> <p>(8) <u>中山修一記念館との連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>神足ふれあい町家との連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(10)～(12) 【略】</p>	<p>(16) <u>長岡京市社会教育活動安全基金に関する</u>こと。</p> <p>(17) <u>青少年健全育成に関する</u>こと。</p> <p>(18) <u>青少年関係団体に関する</u>こと。</p> <p>(19) <u>すくすく教室の実施に関する</u>こと。</p> <p>(20) <u>放課後児童クラブ及びすくすく教室の事業間の連携に関する</u>こと。</p> <p>(21) <u>その他青少年対策に関する</u>こと。</p> <p>(22) <u>課の庶務に関する</u>こと。</p> <p><u>放課後児童クラブ担当</u></p> <p>(1) <u>放課後児童クラブの企画及び運営並びにこれらに係る連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>放課後児童クラブの入退会に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>放課後児童クラブ保護者協力金に関する</u>こと。</p> <p>文化・スポーツ振興課 【略】</p> <p>文化財保存活用課</p> <p>(1)～(7) 【略】</p> <p>(8) <u>中山修一記念館の管理運営に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>神足ふれあい町家の管理運営に関する</u>こと。</p> <p>(10)～(12) 【略】</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第4号議案

長岡京市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
の策定について

長岡京市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を別紙
のとおり策定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村文則

(提案理由)

長岡京市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策
定する必要があるので提案する。

長岡京市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

長岡京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「長岡京市教育振興基本計画」（平成 23 年 3 月策定）の基本施策「教員が子どもと関わり、向き合う時間の確保」に基づき、校務支援システムの全小中学校への導入（平成 23 年 4 月）、出退勤管理システムの導入（平成 30 年 6 月）、中学校給食の公会計化（平成 30 年 8 月）、時間外の自動応答メッセージの導入（令和元年 11 月）等を行うとともに、市費で学校図書館司書や学校栄養士、AET 及び日本人 AET、特別支援教育支援員、学力向上サポーター等を配置するなど学校体制の充実に努め、学校の業務改善及び教育職員の負担軽減を推進してきたところである。さらに、「長岡京市第 2 期教育振興基本計画」（令和 3 年 3 月策定）の基本施策「学びを支える環境の整備」の施策の方向性として「教職員にとって働きがいのある環境づくり」を掲げ、保護者への連絡配信システムの導入や採点支援システムの導入、スクールロイヤーの設置、支援員の拡充等に取り組むとともに、保護者や地域への働きかけも行ってきた。

また、長岡京市立の各小中学校（以下「各校」という。）においても、校務分掌の見直しや業務の平準化、行事の精選・工夫改善、ICT の活用による会議等の効率化、部活動の運営改善等の業務改善を進め、教育職員の長時間勤務の解消に取り組んできた。

こうした取組を推進する中で、次の表（P.2 に記載）が示すとおり、教育職員の 1 箇月の時間外在校等時間は年々減少し、1 箇月の時間外在校等時間が月 45 時間未満の教育職員の割合も増加してきたところである。しかしながら、1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超える教育職員の割合は依然と高く、校種、学校によって差があること、特定の職・分掌等に偏りが見られることから、その原因を精査したうえで、改善に向けた更なる支援を行う必要がある。

一方、京都府教育委員会の「令和 5 年度教員勤務実態調査」によると、小学校、中学校ともに「やりがいを感じている業務」は「授業」「授業準備」「学校行事」が上位を占め、逆に、「やりがいがないと感じている業務」は「事務（調査への回答）」「事務（学納金関係）」「事務（その他）」「行政・関係団体対応」が上位を占めている。また、「負担と思っている業務」は「事務（調査への回答）」「事務（学納金関係）」「事務（その他）」「成績処理」が上位を占めている。今後は、教育職員が負担に感じている業務を中心に精選・改善を推進し、教育職員が働きがいを感じながら、生き活きと子どもと向き合える環境を作る必要がある。

学校における働き方改革は、教育職員の勤務状況を改善し、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けて、よりよい教育が行われることを目指すものである。この趣旨を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 8 条及び「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文部科学大臣告示第 114 号。以下「指針」という。）に基づき本計画を策定するものである。

＜表 1＞ 本市教職員の 1 箇月時間外在校等時間（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	44.1	44.4	43.1	39.4	38.7
中学校	56.5	57.3	58.2	58.8	54.3

＜表 2＞ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間未満の教職員の割合（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	53.9	52.3	56.0	64.5	64.9
中学校	43.6	39.9	42.3	42.6	48.7

＜表 3＞ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間超の教職員の割合（校種別・年度平均）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	9.1	8.1	7.3	5.0	3.7
中学校	19.0	23.2	21.8	22.2	18.4

※ 常時勤務の教育職員及び行政職員（学校事務職員、学校栄養職員）が対象

2 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

「長岡京市立の小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和 2 年 3 月 31 日 教委規則第 3 号）第 2 条第 1 項に定める時間外在校等時間の上限を踏まえ、令和 12 年度に向けての数値目標は以下のとおりとする。

- ◇ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超える割合を早急に 0% にする。
- ◇ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100% にする。
（1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度にする。）
- ◇ 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下とする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

学校の業務改善が更に進むよう支援し、教育職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教育職員が負担に感じている業務を精選・改善することで、教育職員が働きがいを感じながら生き生きと教育活動に取り組める環境整備を目指す。

令和 12 年度に向けての数値目標は以下のとおりとする。

- ◇ 年間の年次有給休暇の平均取得率を毎年度増加させる。（令和 6 年度 42.8%）
- ◇ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10% まで減少させる。（令和 6 年度 12.36%）
- ◇ ストレスチェックにおける「心理的な仕事の負担（量）」の偏差値を 50 以上に増加させる。（令和 6 年度偏差値 42.3 全国平均の値が基礎）
- ◇ ストレスチェックにおける「心理的な仕事の負担（質）」の偏差値を 50 以上に増加させる。（令和 6 年度偏差値 43.0 全国平均の値が基礎）

◇ストレスチェックにおける「働きがい」の偏差値を毎年度増加させる。(令和6年度偏差値56.7 全国平均の値が基礎)

3 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 教育職員の時間外在校等時間の把握と支援等の実施

教育委員会においては、各校における教育職員の勤務状況その他の業務量並びに健康及び福祉に関する状況を把握し、その状況を踏まえて在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施していく。

各校において、校長は所属職員が学校における働き方改革の趣旨を十分理解した上で業務改善に努めるよう様々な機会を通じて指導するものとし、上限の80時間を超えた教育職員に対して面談を行い、その理由を確認するとともに改善のための方策について協議するものとする。教育委員会は、各校の校長との面談等を通して、各校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行い、当該校における教育職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施するものとする。

(2) 教育職員が担う業務の適正化

教育委員会は、指針が示す「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえて以下の取組を重点的に推進していく。

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

引き続き、保護者又は地域住民その他の関係者の協力を仰いでいく。なお、教育職員の勤務時間を超えて学校施設において児童生徒を預かる活動を行う必要がある場合には、学校以外が管理を行う体制の構築に向けた検討を行う。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制に委ねるとともに、児童生徒が補導された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないものとし、地域・保護者の理解を得られるよう努める。

③学校徴収金の徴収・管理

すでに実施している給食費公会計化を継続するとともに、学校徴収金の徴収・管理にかかる教育職員の負担軽減に向けた検討を行う。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

学校と保護者とのトラブルに関しては、教育委員会が弁護士の意見を踏まえた校長への助言や、当該保護者に直接対応するなどにより解決に向けた支援を行っているところであり、これを継続するとともに、学校の実情に応じたスクールロイヤーの更なる有効活用を図る。

⑤調査・統計等への回答

教育委員会においては、学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減、児童生徒等への周知を依頼するために学校に送付される文書等の量の縮減に努めるとともに、デジタル連絡ツール等の活用により負担

軽減を図っていく。

⑥学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

デジタル技術の活用等を進めるとともに、学校事務職員や教員業務支援員等の積極的な参画を求めている。

⑦ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

民間事業者の活用等により、ICT活用に関する運用支援体制を継続する。

⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理

学校プールについては施設改修にあわせて自動で給水を止めるシステムの導入を行っているところであり、今後も同様の対応をする。体育館等の地域住民等への開放については引き続き地域組織に対応いただく。

⑨校舎の開錠・施錠

校門や校舎の開錠については引き続き外部組織に委託し、管理職等の特定の教員職員に責任や負担が集中しないよう努めていく。

⑩部活動

中学校における部活動については、平日は教員の勤務時間内に収めるようにするとともに、休日は国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月)を踏まえ部活動の地域展開を推し進め、令和13年度には全ての部活動で地域展開が行われていることを目指す。

⑪学習評価や成績処理

中学校で導入している採点支援システムの小学校への導入を順次進めていく。補助的な業務については教員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うとともに、デジタル技術の活用を促進すること。また、入学選抜に係る類似の業務についても、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進する。

⑫支援が必要な児童生徒・家庭への対応

支援が必要な児童生徒については、教育職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等の連携のもとで対応をしているところであり、引き続き体制整備に努める。特に不登校児童生徒の対応に当たっては全校に設置している校内教育支援センターの充実に努める。

(3) 学校における措置の展開

校長は、教育職員の勤務状況等を把握し、教育職員から働き方改革の具体的な取組の工夫等に関する意見を聞きながら、児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、学校の教職員の全員が一丸となって教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組の廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら取り組むものとする。

そのうえで、学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定するものとする。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②学校行事それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。また、当初の狙いが形骸化し十分な効果が

見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、早朝や放課後の活動を勤務時間内に変更するなど、日課表の工夫を行う。

- ③学校の日課表等において、授業時数の見直しと併せて放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定するなどの工夫を行うこと。
- ④デジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。学校においては、校内会議や保護者連絡、学校徴収金に係る事務等をデジタル技術の活用等によって効率化を一層進める。
- ⑤職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ⑥学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置が実施計画に適合するものとなるようにする。

（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を行う。
- ② 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ ストレスチェックの実施率を100%にすることを目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ④ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各校に対して取得を促進する。
- ⑤ 令和12年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、各校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、市のホームページで公表する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

第 5 号議案

長岡京市学校運営協議会規則の一部改正について

長岡京市学校運営協議会規則（令和 4 年長岡京市教育委員会規則第 1 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西 村 文 則

（提案理由）

法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

長岡京市学校運営協議会規則（令和4年長岡京市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(基本方針等の承認)</p> <p>第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) <u>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 【略 号の繰下げ】</p> <p>2 【略】</p>	<p>(基本方針等の承認)</p> <p>第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第 6 号議案

長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則の廃止について

長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則（昭和 6 0 年長岡京市教育委員会規則第 4 号）を廃止することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西 村 文 則

（提案理由）

西山キャンプ場の運営終了に伴い、規則を廃止する必要があるので提案する。

長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則

昭和60年7月24日

教委規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、長岡京市西山キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
長岡京市西山キャンプ場	長岡京市 奥海印寺池ノ尾地先 長法寺奥山・人參原地先

(使用の対象範囲)

第3条 キャンプ場を使用できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 成人の責任者が引率する園児、児童及び生徒並びに学生及び勤労青少年のグループ
- (2) 保護者同伴の家族
- (3) その他教育委員会が適当と認めたもの

(使用の許可)

第4条 キャンプ場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第5条 次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設その他の附属物を害するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他教育委員会が使用を不適当と認めるとき。

(使用許可申請等)

第6条 使用の許可を受けようとする者は、使用日の2ヶ月前から当日までに、長岡京市西山キャンプ場使用許可申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 使用の許可は、申請内容を審査し、適当と認めたとき申請者に長岡京市西山キャンプ場使用許可書（第2号様式）を交付して行うものとする。

(禁止行為)

第7条 キャンプ場を使用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地・施設を損傷又は損壊すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採取すること。
- (3) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) 立入禁止区域に立入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車を乗り入れること。
- (6) ごみ、その他汚物を捨てること。
- (7) 指定場所以外において、火気を使用すること。
- (8) はり紙、看板類又は広告を掲示すること。
- (9) 物品の販売、その他の営利行為を行うこと。
- (10) キャンプ場内で飲酒すること。
- (11) 前各号のほか、秩序、風俗、衛生及び保安上の障害並びにキャンプ場管理運営上支障のある行為を行うこと。

(使用の取消し及び退去命令)

第8条 前条各号の行為をした者及び管理運営上の必要な指示に従わない者に対しては、使用を取消し、又は退去を命ずることができる。

(損傷等の届出)

第9条 使用者が、施設その他の附属物を損傷したときは、速やかにその旨を届出なければならない。

(損害賠償)

第10条 施設及びこれに附帯する物件を滅失し、又はき損した者は、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。

(委託)

第11条 管理運営の一部を教育委員会が適当と認める公共的団体に委託することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

第1号様式

※受付第 号

長岡京市西山キャンプ場使用許可申請書

昭和 年 月 日

長岡京市教育委員会教育長 殿

申請者
住 所
氏 名
電 話

印○

西山キャンプ場管理運営に関する規則第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

団 体 の 名 称	
目 的 及 び 内 容	
使 用 日 時	年 月 日午前・後 時 分～
	年 月 日午前・後 時 分
使 用 人 数	人 (大人 人、小人 人)
使 用 責 任 者	住 所
	氏 名 電 話
備 考	

(注) ※欄は記入しないでください。

第2号様式

長岡京市西山キャンプ場使用許可書

昭和 年 月 日

殿

長岡京市教育委員会
教育長



昭和 年 月 日付け第 号で申請のあつたキャンプ場の使用を許可します。

記

団体の名称	
目的及び内容	
使用日時	年 月 日午前・後 時 分
	年 月 日午前・後 時 分
使用人数	人 (大人 人、小人 人)
使用責任者	住所
	氏名 電話
備考	

(注) この許可書は、使用される時に必ず携帯してください。

長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則を廃止する規則

長岡京市西山キャンプ場管理運営に関する規則（昭和60年長岡京市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

（施行規日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（長岡京市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

2 長岡京市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年長岡京市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	様式（申請書等の名称）	規則名	様式（申請書等の名称）
【略】		【略】	
長岡京市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年長岡京市教育委員会規則第4号）	別記第1号様式（公務災害発生報告書） 第3号様式（療養補償請求書）（ただし、学校受付印及び医療機関の印を除く。） 第3号様式の2（療養補償請求書）（ただし、学校受付印及び医療機関の印を除く。） 第4号様式（休業補償請求書）（ただし、所属学校の長の印及び医師の印を除く。） 第5号様式（傷病補償年金請求書） 第6号様式（傷病補償変更請求書） 第7号様式（障害補	長岡京市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年長岡京市教育委員会規則第4号）	別記第1号様式（公務災害発生報告書） 第3号様式（療養補償請求書）（ただし、学校受付印及び医療機関の印を除く。） 第3号様式の2（療養補償請求書）（ただし、学校受付印及び医療機関の印を除く。） 第4号様式（休業補償請求書）（ただし、所属学校の長の印及び医師の印を除く。） 第5号様式（傷病補償年金請求書） 第6号様式（傷病補償変更請求書） 第7号様式（障害補

改正後		改正前	
	償（年金・一時金）請求書）		償（年金・一時金）請求書）
	第 8 号様式（障がい補償変更請求書）		第 8 号様式（障がい補償変更請求書）
	第 9 号様式（遺族補償年金請求書）		第 9 号様式（遺族補償年金請求書）
	第 9 号様式の 2（介護補償請求書）		第 9 号様式の 2（介護補償請求書）
	第 10 号様式（遺族補償一時金請求書）		第 10 号様式（遺族補償一時金請求書）
	第 11 号様式（前払一時金請求書）		第 11 号様式（前払一時金請求書）
	第 12 号様式（葬祭補償請求書）		第 12 号様式（葬祭補償請求書）
	第 15 号様式（年金証書再交付請求書）		第 15 号様式（年金証書再交付請求書）
	第 16 号様式（遺族補償年金支給停止申請書）		第 16 号様式（遺族補償年金支給停止申請書）
	第 17 号様式（遺族補償年金支給停止解除申請書）		第 17 号様式（遺族補償年金支給停止解除申請書）
	第 20 号様式（障がいの現状報告書）（ただし、医師の印を除く。）		第 20 号様式（障がいの現状報告書）（ただし、医師の印を除く。）
	第 21 号様式（遺族の現状報告書）		第 21 号様式（遺族の現状報告書）
		長岡京市西山キャン	第 1 号様式（長岡京
		プ場管理運営に關す	市西山キャンプ場使
		る規則（昭和 60 年長	用許可申請書）
		岡京市教育委員会規	
		則第 4 号）	

改正後	改正前
【略】	【略】

第7号議案

長岡京市スポーツ推進委員の委嘱について

長岡京市スポーツ推進委員に委嘱することについて、長岡京市スポーツ推進委員に関する条例第4条の規定により、下記のとおり教育委員会の議決を求める。

記

- 1 委嘱者氏名 別紙のとおり
- 2 任 期 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで

令和8年3月25日提出

長岡京市教育委員会
教育長 西村 文 則

(提案理由)

スポーツ推進委員の任期満了により、新たに委嘱する必要があるので提案する。

令和8・9年度スポーツ推進委員名簿

氏 名	校 区
四 方 慎一郎	神 足
西 川 英 司	長 三
藤 嶋 明 子	長 四
福 島 有 子	長 四
中 川 順 智	長 四
結 城 正 典	長 五
尾 西 純 子	長 五
山 本 陽 子	長 六
上 杉 秀 之	長 七
林 敏 恵	長 七
田 中 達 哉	長 八
田 中 正 幸	長 八
二 宮 健 二	長 九
吉 永 生	長 九
藤 本 由 美	長 十
黒 柳 八千代	長 十

※新任

※新任

第 8 号議案

長岡京市文化財保護審議会委員の委嘱について

下記の者を長岡京市文化財保護審議会委員へ委嘱することについて、長岡京市文化財保護条例施行規則第 23 条の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

- 1 委嘱者氏名 別紙のとおり
- 2 任 期 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月 25 日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西 村 文 則

(提案理由)

文化財保護審議会委員の任期満了により、その後任を委嘱する必要がある
ので提案する。

参考

長岡京市文化財保護審議会 委員名簿

(令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	氏名	備考	
文献史学	仁木 宏	大阪公立大学大学院教授	継続
考古学 (原始・古代)	長友 朋子	立命館大学教授	継続
考古学 (都城)	網 伸也	近畿大学教授	継続
美術史 (彫刻)	礪波 恵昭	京都市立芸術大学教授	継続
美術史 (絵画)	國賀 由美子	大谷大学名誉教授	新規
建築史	藤田 勝也	関西大学教授	継続
社寺等	大高 義教	西山浄土宗総本山光明寺 本山部長	新規
所有者	正木 信博	市指定文化財「今里区有文書」管理者代表	新規
郷土史	井上 佳永子	京都府文化財保護指導委員	継続
市民 (公募)	山崎 湊斗	公募	新規

第9号議案

長岡京市中央公民館設置条例施行規則の一部改正について

長岡京市中央公民館設置条例施行規則（昭和63年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月25日提出

長岡京市教育委員会

教育長 西村 文則

（提案理由）

令和8年4月1日付けの組織改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため提案する。

長岡京市中央公民館設置条例施行規則の一部を改正する規則

長岡京市中央公民館設置条例施行規則（昭和63年長岡京市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>【削る】 第9条～第16条 【略 条の繰上げ】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>（職務） 第17条 【略】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>【削る】</p> <p>2 <u>その他の職員は、上司の命を受け担当事務を処理する。</u> <u>（事務分掌）</u></p> <p>第18条 <u>公民館の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p>【削る】</p>	<p>第9条 <u>削除</u></p> <p>第10条～第17条 【略】</p> <p><u>（係）</u></p> <p>第18条 <u>公民館に総務係を置く。</u></p> <p><u>（職名）</u></p> <p>第19条 <u>公民館に館長を置く。</u></p> <p>2 <u>公民館に館長補佐を置くことができる。</u></p> <p>3 <u>係に係長を置くことができる。</u></p> <p>4 <u>係に総括主査及び主査を置くことができる。</u></p> <p>5 <u>係にその他必要な職員を置くことができる。</u></p> <p>（職務）</p> <p>第20条 【略】</p> <p>2 <u>館長補佐は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。</u></p> <p>3 <u>係長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、係の事務を統括する。</u></p> <p>4 <u>総括主査は、係の分担事務を掌理し、上司の命を受けて特に指定された事項の企画立案、計画の推進等の事務を掌理するほか、係の事務を統括整理する。</u></p> <p>5 <u>主査、その他の職員は、上司の命を受け担当事務を処理する。</u> <u>（事務分掌）</u></p> <p>第21条 <u>第18条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p>総務係</p>

改正後	改正前
(1)～(12) 【略】	(1)～(12) 【略】
<u>第19条</u> 【略 条の繰上げ】	<u>第22条</u> 【略】

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

【報告事項】

- ・長岡京市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
- ・令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表について (学校教育課)
- ・令和8年度「学校教育の重点」について (学校教育課)
- ・「長岡京市文化財保存活用地域計画」の前期期間(令和5～7年度)の点検・
検証結果について (文化財保存活用課)
- ・京都府暫定登録文化財への登録について (文化財保存活用課)

長岡京市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

長岡京市教育委員会事務決裁規程（令和3年長岡京市教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

個別事務に係る決裁・専決事項

1 教育総務課

事項	決定区分			摘要
	課長	部長	教育長	
1 教育委員会の基本的施策の企画、立案及び総合調整に関すること。				
(1) 特に重要と認められるもの			○	
(2) 重要と認められるもの		○		
(3) 軽易と認められるもの	○			
2 教育委員会の会議に関すること。				
(1) 重要と認められるもの			○	
(2) 軽易と認められるもの	○			
3 公印に関すること。				
(1) 管理	○			
(2) 新調及び廃止			○	

4	保存文書の総括に関すること。	○			
5	職員の職務に専念する義務の免除及び営利企業従事許可等に関すること。		○		
6	学校教職員の内申に関すること。				
	(1) 重要と認められるもの		○		
	(2) 軽易と認められるもの	○			
7	社会保険及び労働保険に関すること。	○			
8	教育委員会の秘書的事務に関すること。	○			
9	諸行事の日程等の調整に関すること。	○			
10	公告式に関すること。				
	(1) 重要と認められるもの			○	
	(2) 軽易と認められるもの		○		
11	教育振興基本計画に関すること。				
	(1) 計画の立案			○	
	(2) 計画に基づく事業の進行管理			○	
12	教育振興基本計画審議会に関すること。				

<p>すること。</p>				
<p>(1) 重要と認められるもの</p>			○	
<p>(2) 軽易と認められるもの</p>	○			
<p>1 3 教育関係機関との連絡調整に関すること。</p>				
<p>(1) 重要と認められるもの</p>			○	
<p>(2) 軽易と認められるもの</p>	○			
<p>1 4 低所得者世帯における高等学校奨学金に関すること。</p>	○			
<p>1 5 教育委員会の後援名義に関すること。</p>		○		事業関連課長に合議
<p>1 6 教育に係る広報及び教育行政に係る相談に関すること。</p>				
<p>(1) 重要と認められるもの</p>			○	
<p>(2) 軽易と認められるもの</p>		○		
<p>1 7 学校の情報システムの管理運営及び整備に関すること。</p>				
<p>(1) 重要と認められるもの</p>		○		
<p>(2) 軽易と認められるもの</p>	○			

	の				
18	学校の備品の管理に関する こと。	○			
19	放課後児童クラブの企画及び 運営並びにこれらに係る連絡調整 に関すること。				
	(1) 特に重要と認めら れるもの			○	
	(2) 重要と認められる もの		○		
	(3) 軽易と認められる もの	○			
20	放課後児童クラブの入退会決 定に関すること。	○			
21	放課後児童クラブの保護者協 力金に関すること。	○			

2 教育施設課

1	学校施設の整備及び維持管理に 関すること。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
2	教育部所管建築物の整備に関す る調査、設計、監理、監督及び施 工に関すること。				
	(1) 重要と認められる		○		

	もの				
	(2) 軽易と認められるもの	○			
3	財産管理台帳及び施設台帳の整備に関すること。	○			
4	学校の敷地の境界確定に関すること。	○			

3 学校教育課

事項	決定区分			摘要
	課長	部長	教育長	
1 学齢児童生徒の就学及び転入学に関すること。（学校選択制による中学校入学を除く。）	○			
2 学校選択制による中学校入学に関すること。			○	
3 児童生徒の指定校変更及び区域外就学に関すること。	○			
4 教育課程及び学習指導に関すること。				
(1) 特に重要と認められるもの			○	
(2) 重要と認められるもの		○		
(3) 軽易と認められるもの	○			
5 教育課程、学校行事、教育計画等の届出及び報告に関すること。	○			
6 教科書及び教材事務に関すること。	○			

7 学校教職員の研修計画及び実施 に関すること。	○			
8 要保護及び準要保護児童生徒の 就学援助に関すること。				
(1) 申込書の受理、審査 等の事務手続	○			
(2) 認定及び不認定の 決定			○	
9 児童生徒の就学猶予又は免除に 関すること。	○			
10 幼児の就学時健康診断に関す ること。	○			
11 学校給食の管理運営及び学校 の食育推進に関すること。	○			
12 独立行政法人日本スポーツ振 興センターの事務手続に関するこ と。	○			
13 学校教職員及び児童生徒の保 健安全に関すること。	○			
14 教育支援委員会の資料作成及 び調査に関すること。	○			
15 公立学校共済組合の事務手続 に関すること。	○			
16 校長会、教頭会、教育研究団 体等との連絡調整に関すること。	○			
17 学校給食共同調理場に関する こと。	○			
18 学校教職員の人事、研修、保 健、安全、厚生及び福利に関する				

こと。				
(1) 重要と認められるもの		○		
(2) 軽易と認められるもの	○			
19 いじめ防止対策推進委員会に関すること。				
(1) 重要と認められるもの			○	
(2) 軽易と認められるもの	○			

4 生涯学習課

事項	決定区分			摘要
	課長	部長	教育長	
1 生涯学習及び社会教育に係る企画及び連絡調整に関すること。				
(1) 特に重要と認められるもの			○	
(2) 重要と認められるもの		○		
(3) 軽易と認められるもの	○			
2 生涯学習等諸事業の実施に関すること。	○			
3 生涯学習関係団体及び社会教育関係団体との連絡及び育成に関すること。	○			

4	社会教育委員等に関すること。				
	(1) 重要と認められるもの		○		
	(2) 軽易と認められるもの	○			
5	中央生涯学習センター及び生涯学習団体交流室の管理運営に関すること。				
	(1) 重要と認められるもの		○		
	(2) 軽易と認められるもの	○			
6	中央生涯学習センター及び生涯学習関連施設、機関等との提携及び調整に関すること。	○			
7	学校施設を利用する社会教育に関すること。	○			
8	地域学校協働本部に関すること。				
	(1) 重要と認められるもの		○		
	(2) 軽易と認められるもの	○			
9	地域で支える中学校教育支援事業に関すること。	○			
10	すくすく教室の実施に関すること。	○			

1 1 長岡京市社会教育活動安全基金に関すること。	○			
1 2 人権教育の推進及び事業の実施に関すること。	○			
1 3 青少年教育の諸事業の実施に関すること。	○			

5 文化・スポーツ振興課

事項	決定区分			摘要
	課長	部長	教育長	
1 文化芸術の振興及び普及啓発に関すること。				
(1) 重要と認められるもの		○		
(2) 軽易と認められるもの	○			
2 文化芸術振興事業の実施に関すること。	○			
3 文化施設の予算及び行事の調整に関すること。	○			
4 文化芸術関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。	○			
5 公益財団法人京都府長岡京記念文化事業団との連絡調整に関すること。		○		
6 部活動地域展開に関すること。				
(1) 重要と認められるもの		○		
(2) 軽易と認められるもの	○			

	もの				
7	スポーツ活動の普及及び推進 に関すること。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
8	スポーツ教室及び講習会の実 施に関すること。	○			
9	スポーツ推進審議会に関する こと。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
10	スポーツ推進委員に関する こと。	○			
11	社会体育施設の管理運営に 関すること。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
12	スポーツ関係機関及び関係 団体との連絡調整に関すること。	○			
13	公益財団法人長岡京市スポ ーツ協会との連絡調整に関する		○		

こと。				
-----	--	--	--	--

6 文化財保存活用課

事項	決定区分			摘要
	課長	部長	教育長	
1 文化財の普及啓発、調査及び保存活用に関すること。				
(1) 重要と認められるもの		○		
(2) 軽易と認められるもの	○			
2 埋蔵文化財包蔵地における立会、試掘及び発掘調査に関すること。	○			
3 文化財に係る資料台帳等の整備に関すること。	○			
4 文化財に係る資料の閲覧及び貸出しに関すること。	○			
5 文化財保護審議会に関すること。				
(1) 重要と認められるもの		○		
(2) 軽易と認められるもの	○			
6 歴史資料の収集保管及び活用啓発に関すること。				
(1) 重要と認められるもの		○		

	(2) 軽易と認められる もの	○			
7	市史等の販売に関すること。	○			
8	中山修一記念館との連絡調整に関すること。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
9	中山修一記念館の開館時間の変更、休館日の変更及び臨時休館の決定に関すること。		○		
10	神足ふれあい町家との連絡調整に関すること。				
	(1) 重要と認められる もの		○		
	(2) 軽易と認められる もの	○			
11	神足ふれあい町家の開館時間の変更、休館日の変更及び臨時休館の決定に関すること。		○		
12	公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センターとの連絡調整に関すること。		○		

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

スポーツ庁が実施した「令和7年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、長岡京市の結果の概要をお知らせします。

調査の概要

1 調査の実施期間

令和7年4月～7月

2 対象となる児童生徒

小学校5年生・中学校2年生

※ 義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の該当学年を含む。

3 調査内容

【児童生徒に対する調査】

ア 実技に関する調査

小学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

中学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走（男子1500m、女子1000m）又は20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

イ 質問調査（運動習慣、生活習慣等に関するもの）

【学校に対する質問調査】

子どもの体力の向上や運動習慣の確立に向けた学校の取組等に関するもの

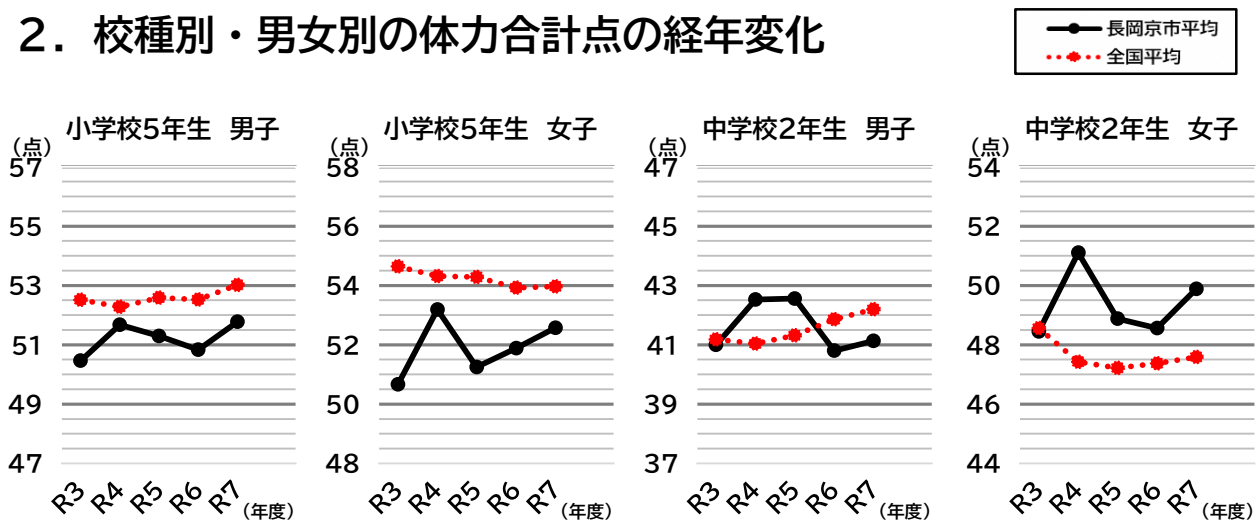
実技に関する調査の結果

1. 体力合計点

※8種目の体力テスト成績を1点から10点に得点化して総和した体力テストの合計得点(80点満点)

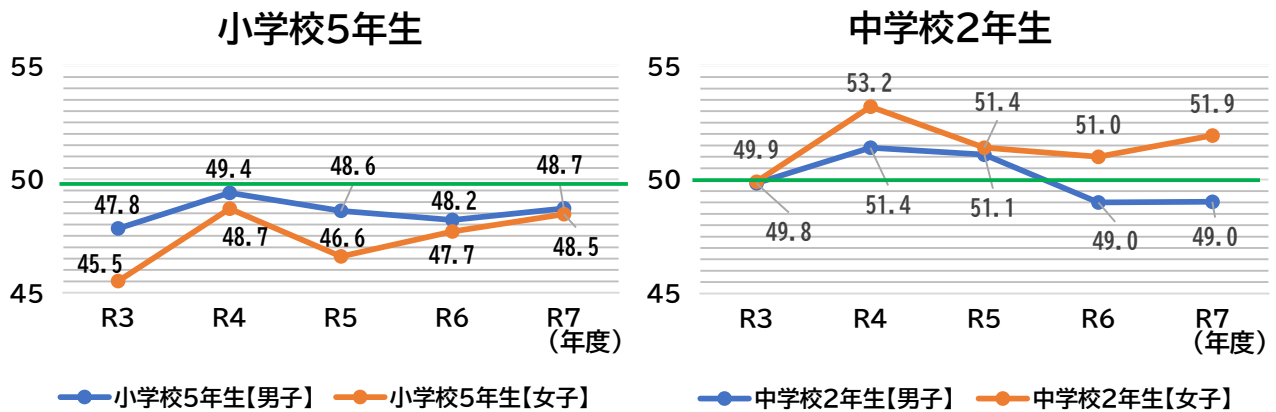
	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
長岡京市平均	51.78	52.57	41.13	49.89
全国平均	53.02	53.97	42.20	47.58

2. 校種別・男女別の体力合計点の経年変化



3. 全国と比較した体力合計点の経年変化

※全国平均値を50としたときの相対的な位置の変化

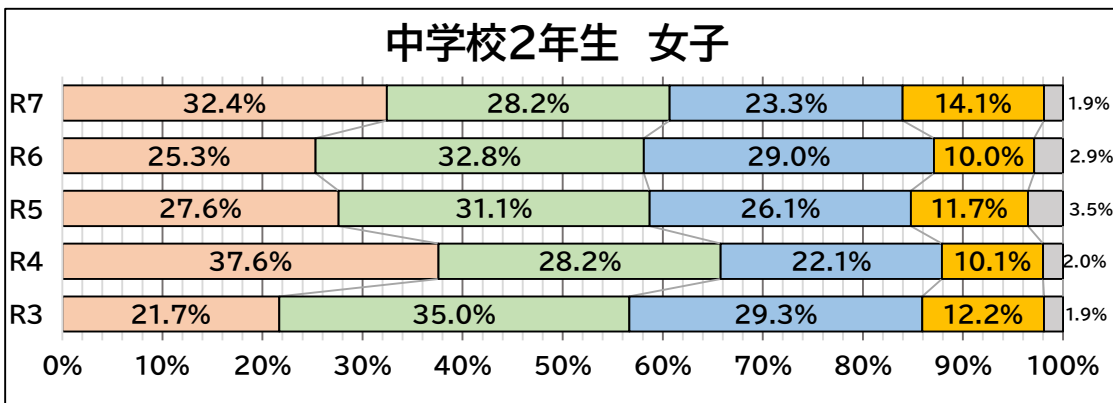
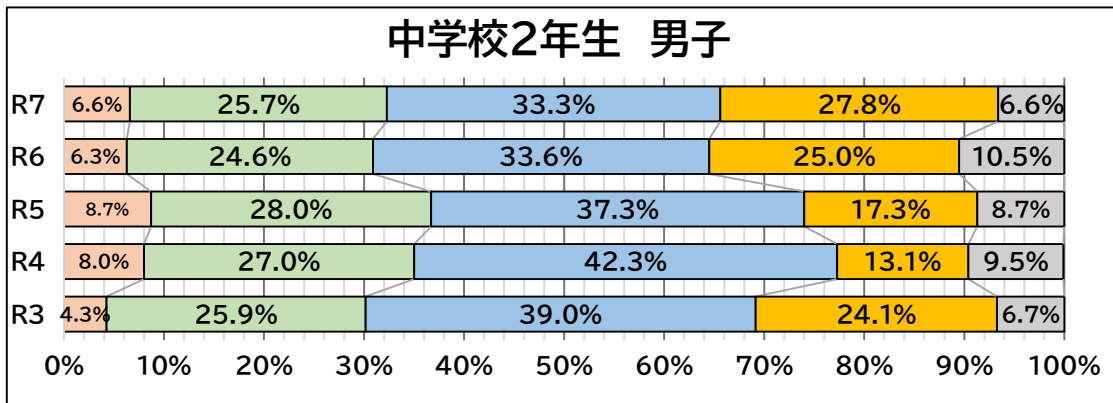
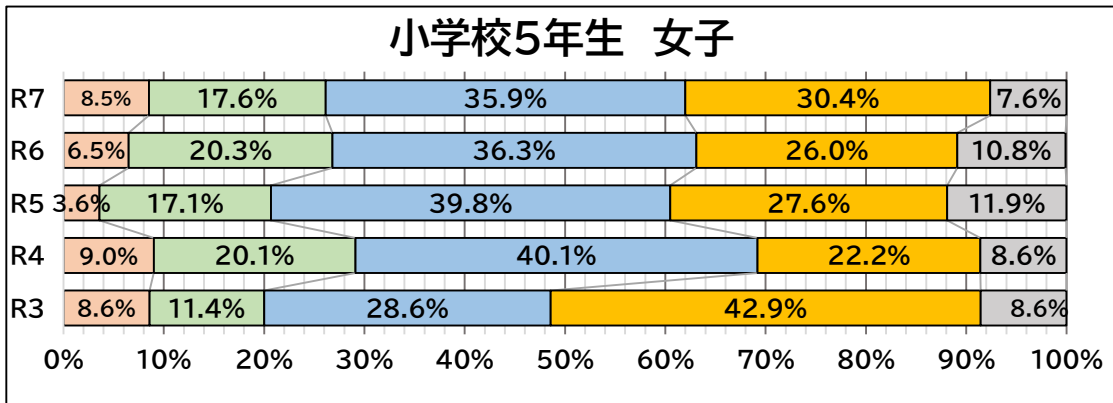
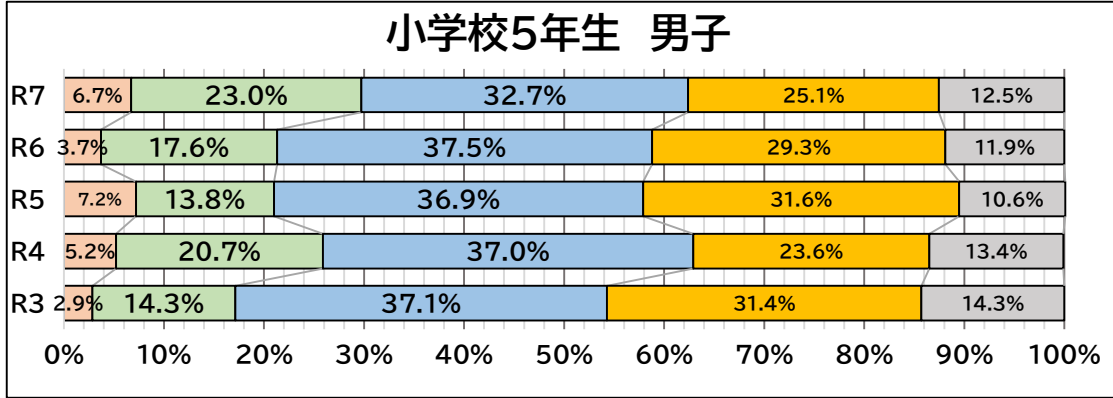


- ・令和7年度の体力合計点について、中学校2年生女子は全国平均を上回りましたが、小学校5年生男子・女子、中学校2年生男子で全国平均を下回りました。
- ・令和6年度の体力合計点と比較すると、全学年増加しました。また、小学校5年生男子・女子、中学校2年生女子の体力合計点の増加の幅が、全国平均と比べて大きくなりました。

4. 総合評価の経年変化

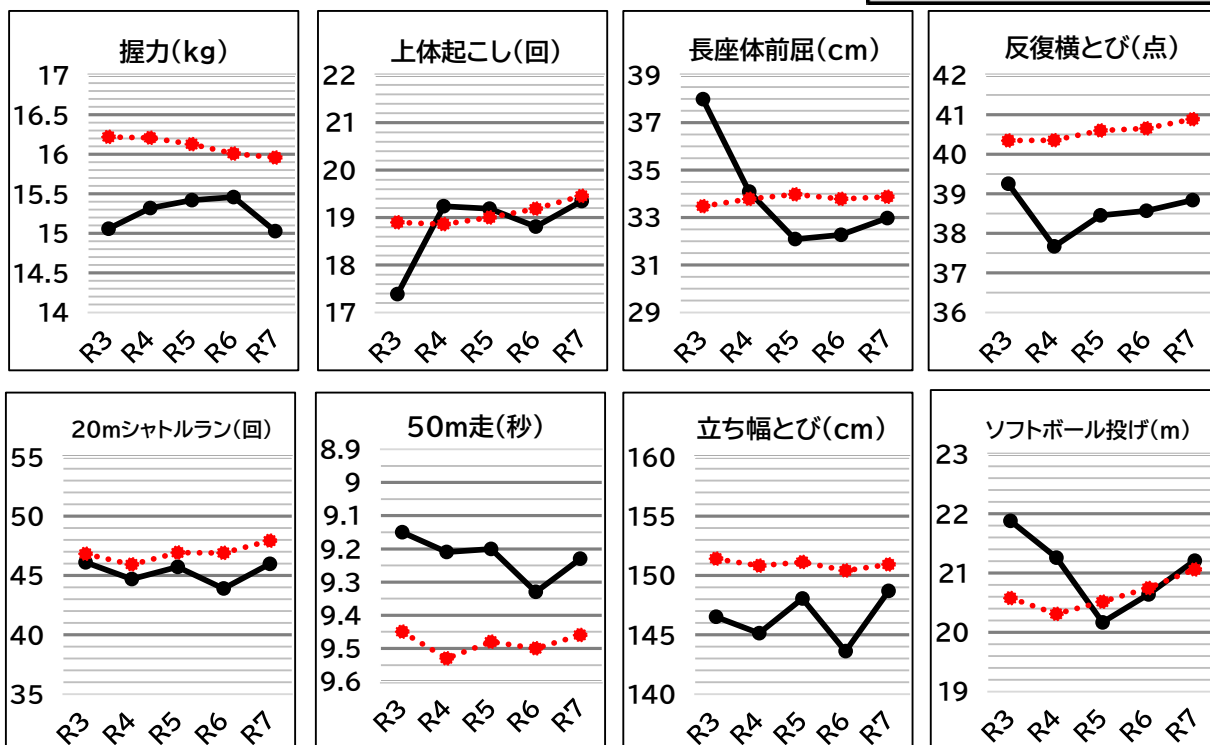
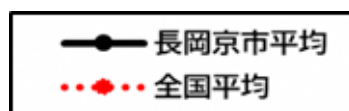
※ 総合評価…体力テスト合計得点の良い方からABCDEの5段階で評定

□A □B □C □D □E

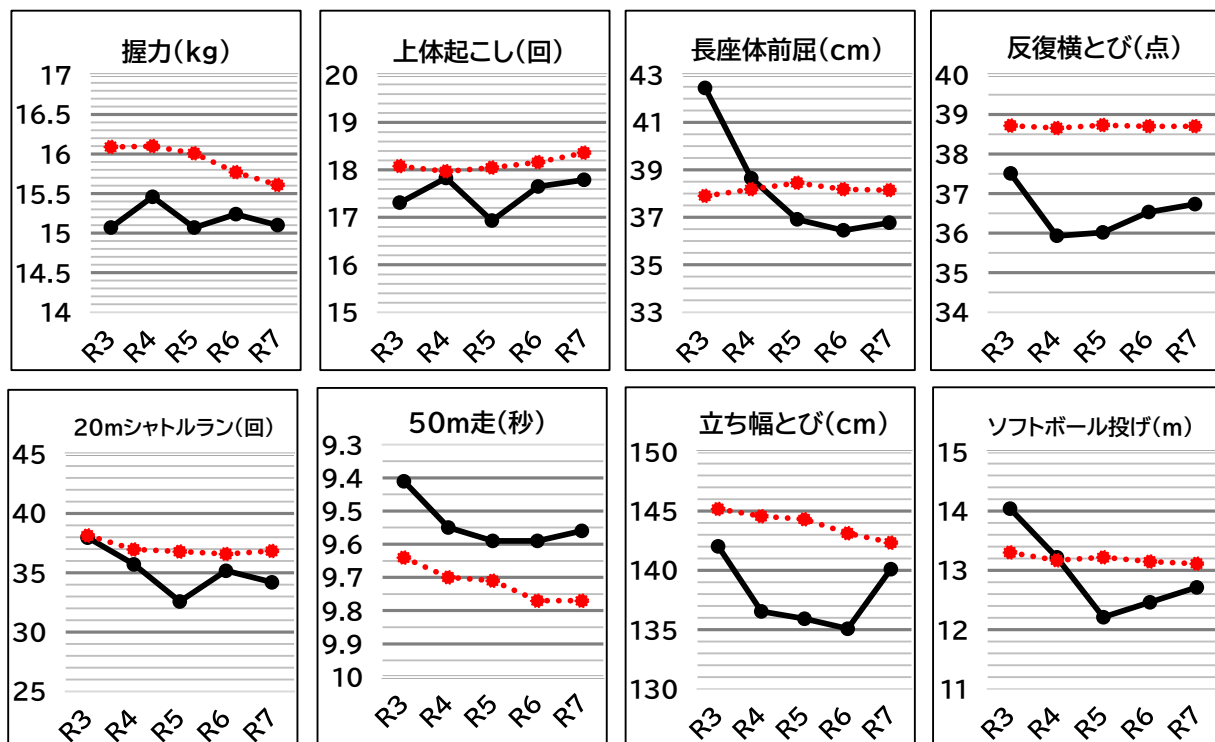


5. 種目別の状況

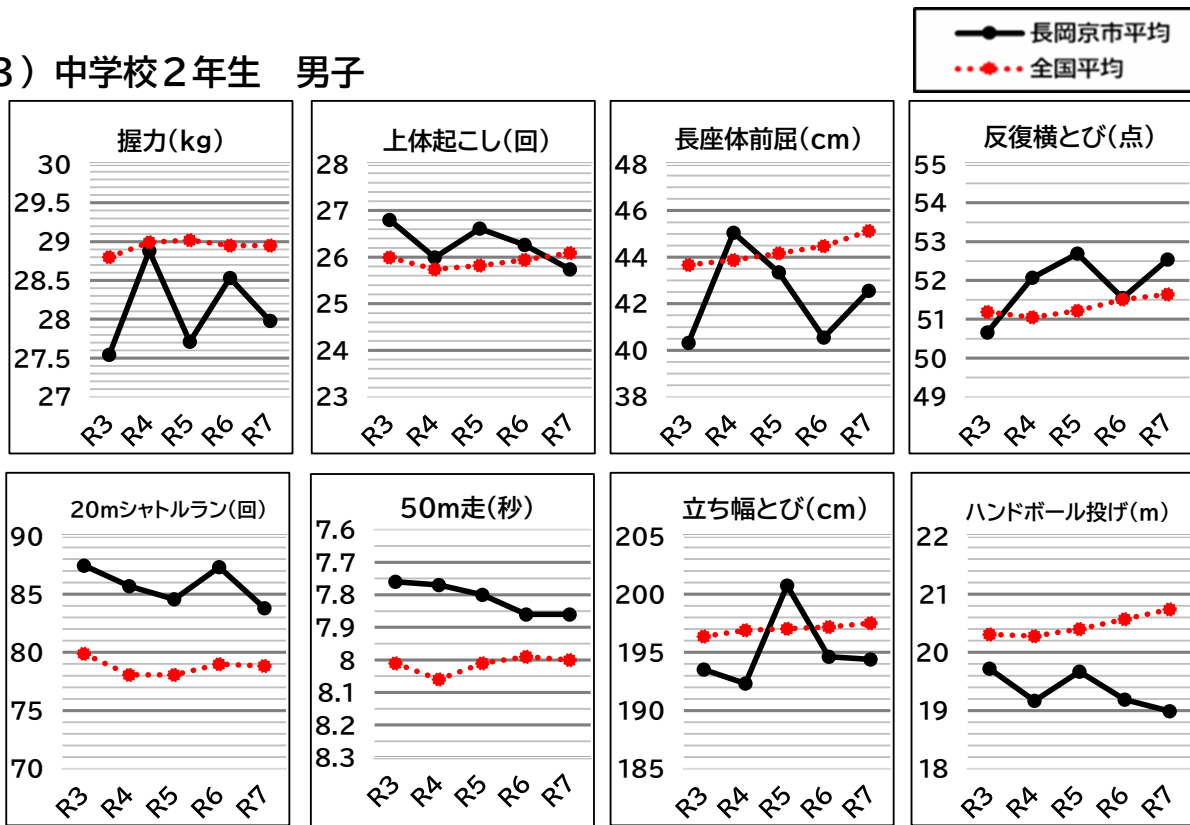
(1) 小学校5年生 男子



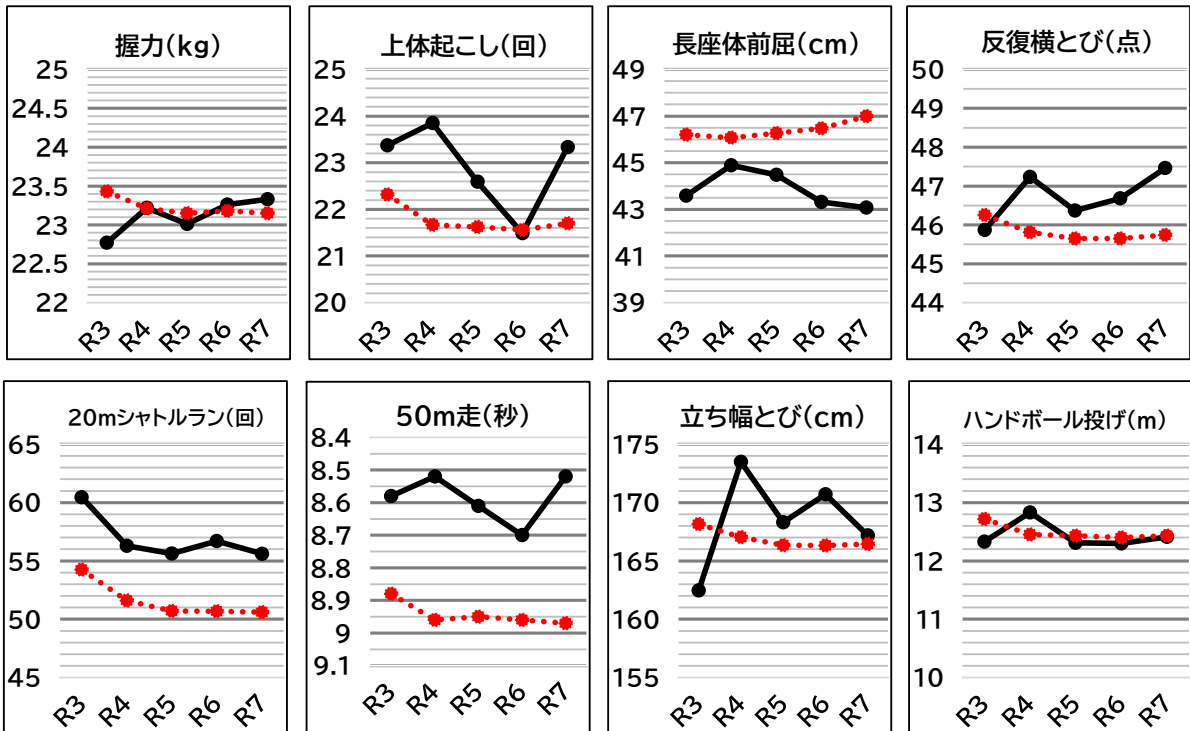
(2) 小学校5年生 女子



(3) 中学校2年生 男子



(4) 中学校2年生 女子



・種目別に見ると、「50m走」は、小中学校男女ともに全国平均を上回りました。また、中学校では、小学校に比べて、全国平均を上回る種目が多く、特に「20mシャトルラン」は全国平均を大きく上回りました。

・小学校では、昨年度と比べ、男女「握力」、女子「20mシャトルラン」が低下しましたが、その他は向上しました。

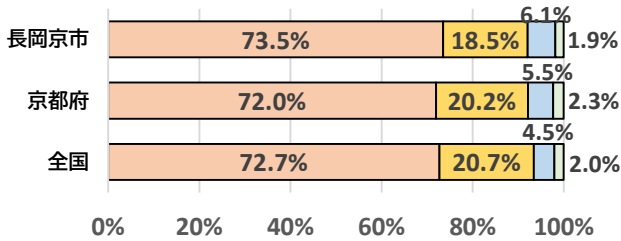
・中学校では、昨年度と比べ、男子で低下した種目が多く見られました。また、全国平均と比べると、男女ともに「長座体前屈」で低い傾向が見られました。

質問調査の結果

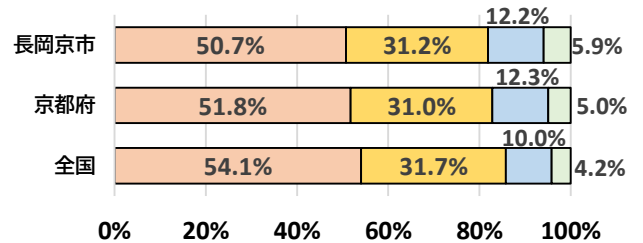
運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることは好きですか。

好き やや好き やや嫌い 嫌い

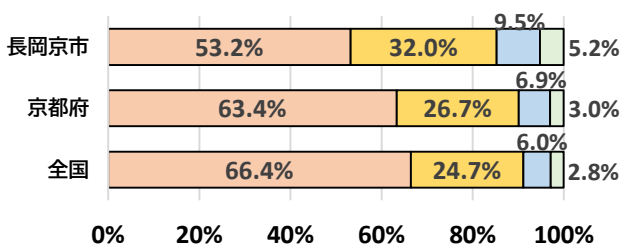
【小学校5年生男子】



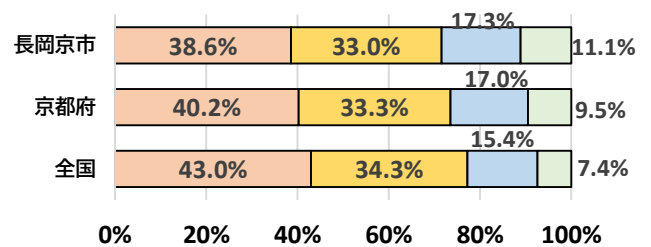
【小学校5年生女子】



【中学校2年生男子】



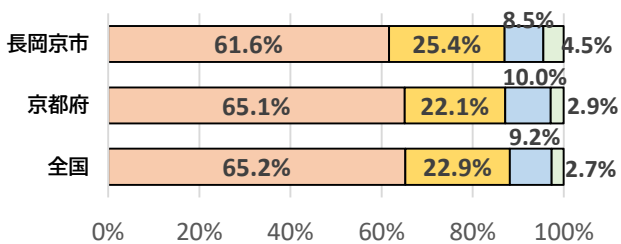
【中学校2年生女子】



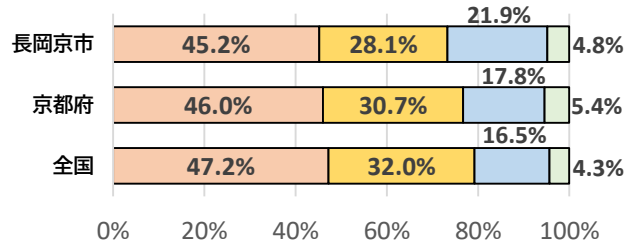
運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツをすることに興味や関心がありますか。

ある ややある あまりない 大切ではない

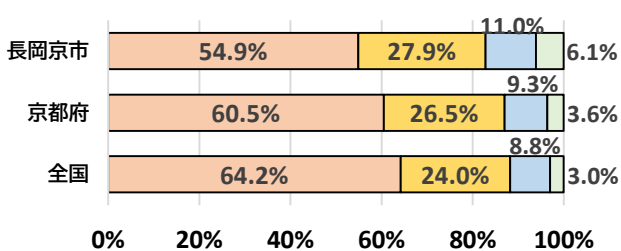
【小学校5年生男子】



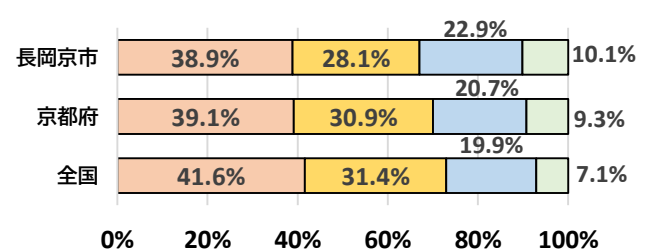
【小学校5年生女子】



【中学校2年生男子】



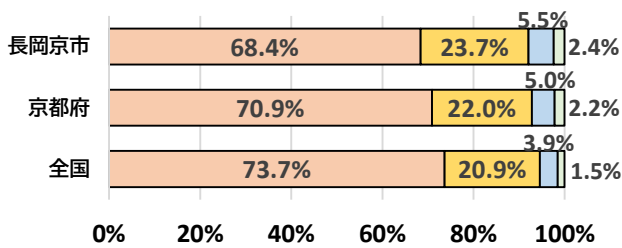
【中学校2年生女子】



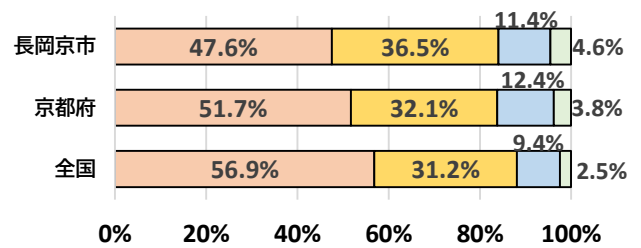
体育の授業は楽しいですか。

■ 楽しい
 ■ やや楽しい
 ■ あまり楽しくない
 ■ 楽しくない

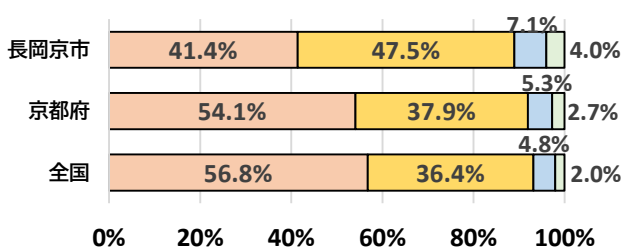
【小学校5年生男子】



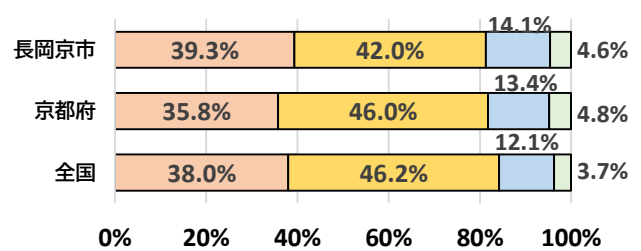
【小学校5年生女子】



【中学校2年生男子】



【中学校2年生女子】

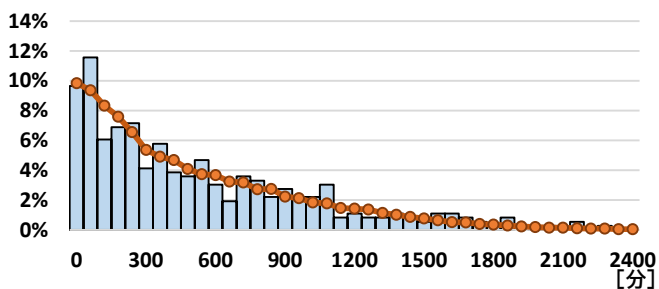


1週間の総運動時間（学校の体育の授業以外）

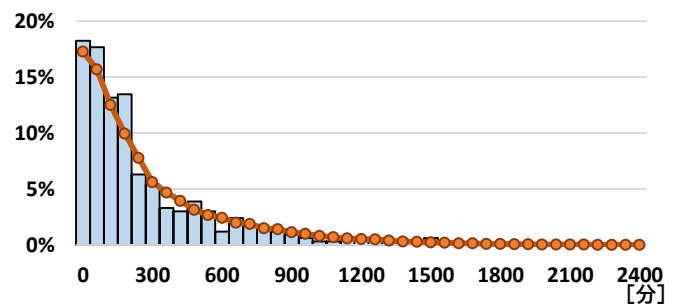
1週間の総運動時間の分布を、横軸を60分の階級、縦軸を割合で表しています。

■ 長岡京市
 ● 全国

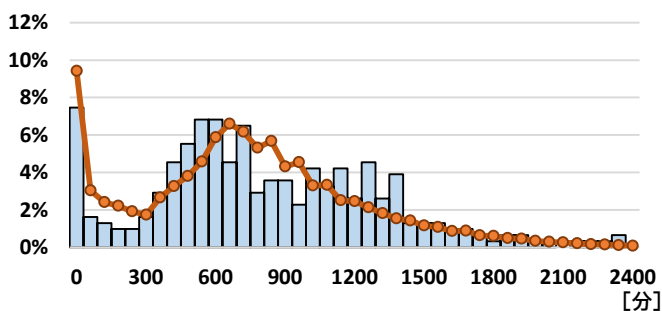
【小学校5年生男子】



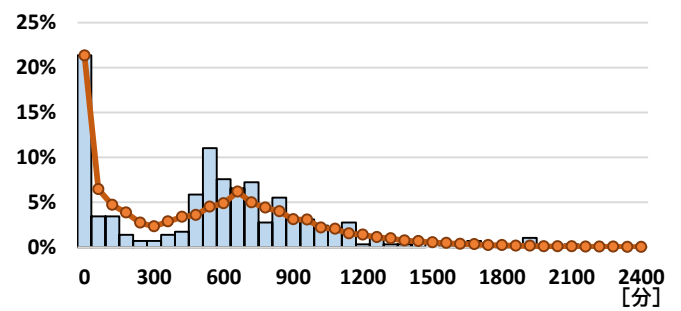
【小学校5年生女子】



【中学校2年生男子】



【中学校2年生女子】



- ・「運動が好き」「運動をすることに興味や関心がある」「体育の授業は楽しい」の質問に対する肯定的回答の割合は、全国や府とほぼ同じ傾向でした。
- ・「運動が好き」の質問に対して肯定的に答えた児童生徒の割合は、小学校5年生男子が92.0%、小学校5年生女子が81.9%、中学校2年生男子が85.2%、中学校2年生女子が71.6%でした。
- ・「運動は大切」の質問に対して肯定的に答えた児童生徒の割合は、小学校5年生男子が87.0%、小学校5年生女子が73.3%、中学校2年生男子が82.8%、中学校2年生女子が67.0%でした。
- ・「体育の授業は楽しい」の質問に対して肯定的に答えた児童生徒の割合は、小学校5年生男子が92.1%、小学校5年生女子が84.1%、中学校2年生男子が88.9%、中学校2年生女子が81.3%でした。
- ・「学校の体育の授業を除いた1週間の総運動時間」は、小学校5年生男子で60～119分、小学校5年生女子と中学校2年生男女で0～59分の割合が最も高くなりました。

長岡京市の学校教育

長岡京市教育委員会

【目指す人間像】

思いやりがあり、互いの違いを認め助け合える人

何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人

幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

令和8年度 学校教育の重点項目

1 「質の高い学び」に向けた授業改善

- ・「深い学び」の実現に向け、形式にとらわれない多様な授業スタイルや発問の工夫
- ・思考の可視化を意識した、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けた効果的なデジタル活用
- ・次期学習指導要領の方向性を注視し、その趣旨を踏まえた授業改善

2 人権尊重の意識を育む教育の一層の充実

- ・同和問題(部落差別)をはじめとする、あらゆる人権課題に対する学習の充実
- ・多様性を尊重し、誰もが安心して学べる教育課程の編成
- ・自他の命と尊厳を大切にする「生命(いのち)の安全教育」を人権教育の一環として体系的に実施

3 子どもの意見を生かした学校づくりの推進

- ・「こども基本法」の趣旨を踏まえ、子どもが主体的に参画する取組の推進
- ・子どもの意見を学校運営に生かすための仕組みづくり
- ・安心して意見を表明できる学級・学校の雰囲気づくり

学力の充実・向上

①主体的に学ぶ子どもの育成

【主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善を図り社会参画する力を育む授業づくり】

- ・学習指導要領の理念に基づく教育活動の実践
- ・体験的な活動や学び合い等、学び方や形態を工夫した特色ある教育課程の編成
- ・デジタル機器(1人1台端末等)を効果的に活用した教育の充実
- ・探究的な学習、教科横断的な学習の充実
- ・認知能力と非認知能力を一体的に育む教育の推進

【教科学習の充実と指導方法の調査研究】

- ・確かな学力の育成のための指導方法の工夫改善
- ・学力状況の把握・分析を踏まえた授業改善、指導と評価の一体化
- ・全教科を通じた言語活動の充実(ことばの力の育成)
- ・小学校における教科担任制(交換授業等)の推進

【英語(外国語活動・外国語)と国際理解教育の推進】

- ・発達段階を踏まえた4技能の系統的な指導
- ・ALT(外国語指導助手)を活用したコミュニケーション能力の育成

【読書活動の充実】

- ・図書館司書の配置による図書館環境の整備と読書に関する啓発活動

【家庭における学習習慣の確立】

- ・学校教育と家庭との連携による学習習慣・生活習慣の形成

②育ちと学びをつなぐ教育の推進

【就学前・小学校・中学校の連携推進】

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通の視点として、幼児教育と小学校教育をつなぐ「架け橋プログラム」の作成・実施に向けた、関係者間連携の充実
- ・9年間の学びのつながりを意識し学力向上を目指す小中連携の充実

心の教育の推進

①道徳性を育む教育の推進

【道徳教育の充実】

- ・全教育活動を通じた道徳教育の展開と「特別の教科 道徳」の授業の充実
- ・家庭や地域社会と一体となった道徳的実践力を促す環境づくり

【実態に即した生徒指導(学級経営等)】

- ・発達支持的生徒指導・課題予防的生徒指導を重視した学級経営や学級活動の充実
- ・非行防止教室などの活用及び家庭や地域社会との連携の強化による規範意識の醸成、生活習慣の確立
- ・SOS の出し方教育を含む自殺予防教育の推進（養護教諭やスクールカウンセラーと連携した取組）

【人権教育の充実】

- ・あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進と同和教育上の残された課題の解決
- ・実践的態度の育成を図る人権学習の推進と啓発活動の展開
- ・教職員等の人権意識を高め、実践力・指導力向上を図る人権研修の充実
- ・生命の安全教育の体系的な実施

②豊かな人間性を育む体験活動の推進

【体験活動の充実】

- ・学びや活動の成果を発表できる場の設定
- ・市内の文化財等、地域における教育資源の活用
- ・市・中学校部活動方針を踏まえた生徒が主体的に取り組む部活動の実施

健康・安全教育の推進

①健康教育・安全教育・食育の推進

【健康教育の推進】

- ・保健指導と保健管理の徹底
- ・生活習慣病の予防や喫煙、薬物乱用等健康に関する現代的課題について関係機関と連携した指導

【食育の推進と安全・安心な給食の提供】

- ・学校給食を活用し、食に関する指導計画に基づく、食に関する指導の充実
- ・対応マニュアルに基づく食中毒や食物アレルギーへの適切な対応および提供

【安全教育(防犯・交通安全)及び防災教育の推進】

- ・危機回避能力を育成し、自ら判断し、自ら行動する力を身に付けるための安全教育・防災教育の計画的な実施

【安全管理の充実】

- ・施設・設備の安全点検、安全指導及び教職員研修等に関する学校安全計画の策定・実施

②体力向上の取組の推進

【学校体育・スポーツ活動の推進】

- ・体育科授業及び体育的行事の充実(全国体力・運動能力調査や新体力テストの結果の活用)

きめ細かな支援の充実

①特別支援教育の推進

【特別支援教育の充実】

- ・合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画等の作成と活用
- ・インクルーシブ教育の視点を踏まえた理解教育の充実
- ・就学相談の充実

【関係機関との連携による発達障がいなどの早期支援】

- ・特別支援教育の推進体制の確立及び関係機関との連携

【学校における指導体制及び学習環境の充実】

- ・“ながおかきょうリンク・ブック”の普及と活用
- ・特別支援コーディネーターを中心とした校内の指導体制の確立と、通級指導教室の充実

②教育的支援が必要な子どもへの相談・支援体制の充実

【不登校児童生徒への支援】

- ・校内教育支援センター等における不登校児童生徒の多様な学びの場の充実
- ・デジタル機器(1人1台端末等)を活用した心と体の健康観察アプリ等による心のSOSの早期発見、早期支援
- ・「不登校研究部門」における研究成果の活用

【いじめ問題等への対策】

- ・いじめ防止対策推進委員会の定例化等、いじめ防止基本方針を踏まえた組織的な対応、取組の充実
- ・児童生徒の実態把握と分析および関係機関との連携によるいじめや虐待への迅速かつ適切な対応

【相談・支援体制の整備】

- ・児童生徒の思いを受け止める教育相談の充実
- ・不登校やいじめ、虐待の未然防止・早期発見・早期対応

変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進

①キャリア教育の推進

【キャリア教育の充実】

- ・教科、校種を超え、将来を展望したキャリア教育の推進
- ・職場体験等、地域と連携した体験的な学習や活動の充実
- ・児童生徒の思いに寄り添う進路相談の充実

②グローバル化など社会の変化に対応した教育の推進

【英語(外国語活動・外国語)と国際理解教育の推進】

- ・異文化や異なる生活習慣を学び、多元的な価値観を尊重する姿勢の育成
- ・帰国児童生徒、外国人児童生徒への適切な対応

【SDGsの視点での教育の推進】

- ・あらゆる教育活動における横断的指導・体験的学習、問題解決的学習の推進
- ・外部人材を活用した幅広い学びの支援

【プログラミング教育・デジタルを活用した教育の推進及び情報活用能力の育成】

- ・デジタル機器(1人1台端末等)を活用した教育の充実とデジタル機器等の効果的な運用
- ・情報モラルやマナーについての指導の充実

長岡京市の学校教育

長岡京市教育委員会

【目指す人間像】

思いやりがあり、互いの違いを認め助け合える人

何事にも前向きに挑戦して未来を拓く人

幅広い視野と柔軟な思考力を持つ人

令和8年度 学校教育の重点項目

1 「質の高い学び」に向けた授業改善

- ・ 「深い学び」の実現に向け、形式にとらわれない多様な授業スタイルや発問の工夫
- ・ 思考の可視化を意識した、個別最適な学びと協働的な学びの充実に向けた効果的なデジタル活用
- ・ 次期学習指導要領の方向性を注視し、その趣旨を踏まえた授業改善

2 人権尊重の意識を育む教育の一層の充実

- ・ 同和問題(部落差別)をはじめとする、あらゆる人権課題に対する学習の充実
- ・ 多様性を尊重し、誰もが安心して学べる教育課程の編成
- ・ 自他の命と尊厳を大切にする「生命(いのち)の安全教育」を人権教育の一環として体系的に実施

3 子どもの意見を生かした学校づくりの推進

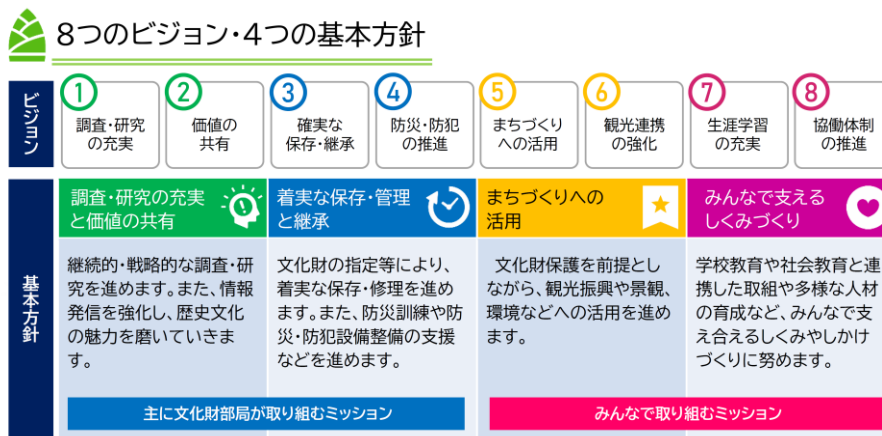
- ・ こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもが主体的に参画する取組の推進
- ・ こどもの意見を学校運営に生かすための仕組みづくり
- ・ 安心して意見を表明できる学級・学校の雰囲気づくり

長岡京市文化財保存活用地域計画における措置の進捗状況について

1 計画の趣旨について

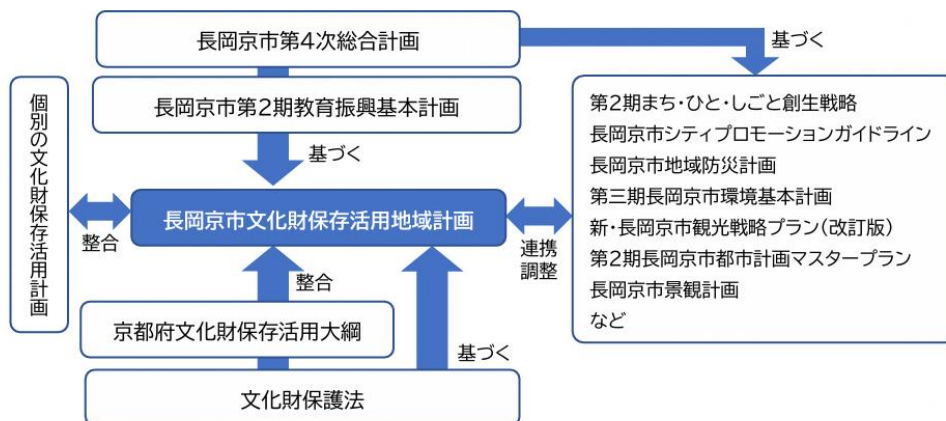
平成30年の文化財保護法の改正により、計画的・継続的な文化財の保存・活用を進めるための「文化財保存活用地域計画」が法定化されたことを受け、長岡京市では「長岡京市文化財保存活用地域計画」を作成し、令和4年12月に文化庁の認定を受けました。

本市の地域計画では、令和4年、市制施行50周年を迎え、これまでの本市の歩みを振り返りながら、歴史文化を「ものがたり」として明らかにし、それらを構成する文化財を大切に未来へ継承するため、総合的・計画的な取組を進めていく指針を定めました。



2 地域計画の位置づけ

本市では、平成28年度から令和12年度を計画期間とする「長岡京市第4次総合計画」のなかでも、歴史文化は西山の緑・水や良好な町並みなどとともに“うるおい資源”として位置付けられています。第4次総合計画第2期基本計画の後期実施計画及び「長岡京市第2期教育振興基本計画」では、「総合的な文化財保存活用の推進」を掲げ、郷土への理解や愛着を深めながら、次世代に着実に歴史文化を継承するため、文化財をより身近に感じる取組や適切な保存・活用を進めることとしています。



3 地域計画の検証・点検について

長岡京市文化財保存活用地域計画では、計画期間を「長岡京市第4次総合計画」や「第2期教育振興基本計画」に合わせ、令和5年度から令和12年度の8年間としています。

令和7年度は、第4次総合計画第2期基本計画が終了する年度であり、令和8年度から始まる第3期基本計画との連携が取れるよう事業成果の検証・点検を行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
長岡京市文化財保存活用地域計画								
前期			中期			後期		
			▲検証・点検		▲検証・点検			▲検証・検討
長岡京市第4次総合計画								
第2期基本計画				第3期基本計画				
長岡京市第2期教育振興基本計画								
			▲中間見直し					

4 長岡京市の文化財の保存と活用に関する措置の進捗状況

地域計画の第6章に記載する「長岡京市の文化財の保存と活用に関する措置」の前期間（令和5年度～令和7年度）において、50の措置の進捗状況は別紙「長岡京市文化財保存活用地域計画 措置進捗状況一覧表（令和5年度～令和7年度）」のとおりです。

今回「未実施」と評価した2件の措置については、中期以降に取り組む措置として位置付けています。しかし、前期間終了時点において、事業内容に合致する具体的な取組みには至っていないため「未実施」との評価をしています。一方で、中期以降の取組みとして位置付けられている措置のうち、前期から事業内容に合致する具体的な取組みを実施できたものについては、「実施中」として評価しています。

全 体	措置数	実施中	未実施	備考
	50	48	2	
1-(1)調査・研究の充実	7	5	2	未実施項目 措置 NO.5/NO.6
1-(2)文化財の価値の共有	9	9	0	
2 着実な保存・管理と継承	11	11	0	
3 まちづくりへの活用	11	11	0	
4-(1)人材育成	4	4	0	
4-(2)協働による歴史文化のまちづくり推進	8	8	0	

5 リーディングプロジェクトの進捗状況および今後の展開

本計画に定める50の措置のうち、様々な主体による連携を促し、計画全体を横断的に関連付け、相乗的な効果が期待できるものをリーディングプロジェクトと位置づけています。その中でも特に、前期期間（令和5年度～令和7年度）の3年間に重点的に取組んだ内容は下記のとおりです。

【措置 NO.8】（仮称）長岡京市ふるさと資料館の整備

歴史文化情報の発信起点として、また、まちなか博物館ネットワークの中心拠点として機能する歴史資料展示室を、市役所新庁舎に整備し、市民等が文化財に身近に触れられる場の整備を進めます



歴史資料展示室イメージ

<前期の取組内容>

- ・令和5年度から検討を進め、基本計画、基本設計と計画的に進めてきました。
- ・令和7年度は、実施設計の確定や展示什器の製作を実施しています。
- ・令和7年11月には展示室の愛称募集を行い、「長岡京市まちなかミュージアム れきしる長岡京」に決定しました。

<前期の取組みによる効果>

基本計画の策定にあたっては、市民の意見を取り入れるためパブリックコメントを行い、その意見を反映しました。基本計画をもとに、基本設計・実施設計・展示什器の制作など施設の完成に向けて、着実に事業を進めることができました。

展示室の愛称募集では、全国から547件の応募をいただく結果となり、歴史資料展示室の認知度向上に向けたPRとして成果を得ることができました。「長岡京市まちなかミュージアム れきしる長岡京」という名称が決定したことで、これからオープンする歴史資料展示室に親しみやすさを持っていただく結果となりました。

<今後の展開>

歴史資料展示室の整備にあたり、基本計画から実施設計、製作に至るまで、計画的に進行しており、令和8年12月のオープンに向けた準備を着実に進めています。

今後も、オープンに向けた企画展などの準備を着実に進めるとともに、さらなる広報活動を強化するほか、オープン後の運営を見据えた体制づくりを進めていきます。

令和8年度のオープン後は、歴史文化の魅力発信の起点とし、市内の歴史文化や個々の文化財を大きな枠組みとして捉え、市内一円を使って歴史文化の魅力に触れられる「まちなか博物館ネットワーク」の中心拠点として機能させ、具現化していきます。

【措置 NO.18】 国史跡乙訓古墳群の公有化と整備・維持管理

乙訓古墳群保存活用計画に基づき、史跡の公有化とともに、公有化した史跡の整備を進めます。また、適切に維持管理し、さらなる活用についても検討します



井ノ内稲荷塚古墳

<前期の取組内容>

- ・井ノ内稲荷塚古墳の一部公有化（477㎡）を行いました。
- ・恵解山古墳公園をはじめ、乙訓古墳群の保存と活用を目的として、維持管理事業を継続的に実施しました。
- ・長法寺南原古墳の史跡活用を視野に入れた民間サウンディング調査を実施しました。

<前期の取組みによる効果>

井ノ内稲荷塚古墳については、公有化した部分をはじめとした古墳全域の史跡整備・活用に向けて、令和5年度～7年度に発掘調査を実施しました。また、各年度に現地説明会を実施し、発掘調査の成果を知っていただくことにつながりました。（参加者累計：174人）

長法寺南原古墳においては、民間サウンディング調査を通じて、史跡活用の可能性を探る取組みを実施し、古墳の保存だけでなく、その活用に向けたアイデアを民間事業者から得る機会を創出しました。

これまで、国史跡乙訓古墳群のうち市域の古墳については、継続的な維持管理を通じて古墳の保存状態を良好に保っています。

特に、恵解山古墳においては、来訪者が安全かつ快適に古墳を親しむことができるよう、環境整備を計画的かつ継続的に実施し、文化財の保存と活用の両立を着実に進めることができました。

一方で、前期期間では「乙訓古墳群保存活用計画」の策定まで至ってはいませんが、計画の在り方や構成要素など京都府との協議により、その方向性を明確にしました。

<今後の展開>

今後は、長岡京市域における乙訓古墳群の整備・活用の基準となる「乙訓古墳群（長岡京市域）保存活用計画」を策定するため、検討委員会を立ち上げるとともに、関係機関や土地所有者との協議を行っていく予定です。

「乙訓古墳群（長岡京市域）保存活用計画」策定後は、史跡の公有化とともに、本計画に基づき、公有化した史跡の整備を進めていきます。

また、乙訓古墳群を活用したイベントや展示を通じた情報発信、また SNS 等を活用した広報活動により、地域の歴史的資源としての価値をさらに高めていきます。

【措置 NO.32】周遊サイン等の整備・多言語化

まちなか博物館ネットワークを充実させるため、周遊を促す案内板等サインの整備及び説明板の多言語化を進めます



乙訓寺説明板の更新

<前期の取組内容>

- ・「7つのものがたり」の紹介や市内文化財の日本語音声ガイドを作成しました。（文化財保存活用推進会議作成）
- ・市内の寺社や文化財関連施設の英語の音声ガイドが作成されました。（乙訓商工・観光協議会作成）
- ・市内の文化財説明看板の更新を行いました。

<前期の取組みによる効果>

令和7年度に長岡京市文化財保存活用推進会議が実施した音声ガイドと連携した謎解き周遊事業において、有名声優による日本語音声ガイドを作成しました。本事業には2,000名の参加があり、これまで長岡京市に接点のなかった人や歴史文化に関心の薄かった人など、新たな文化財ファン層の獲得につながりました。「聴く文化財」として視覚だけではない文化財の魅力を発信する新しい可能性を探る機会となるとともに、歴史情報のマルチチャネル化を図れたことで市内一円を大きな博物館と見立てる「まちなか博物館ネットワーク」の構築に向けた取組みとなりました。

英語の音声ガイドについては、乙訓地域を訪問する外国人旅行者の満足度向上につながる環境整備のひとつです。現時点で外国人旅行者が多い地域ではありませんが、今後、外国人旅行者が市の歴史文化や寺社について理解を深める一助となることが期待できます。


<今後の展開>

歴史資料展示室を拠点とした新たな周遊コースの造成に向けて、観光部局や観光ガイド団体と使用料条例連携を進めます。これにより、地域の歴史文化を広く発信し、観光客や市民がより深く長岡京市の魅力を体感できる環境を整備します。

案内板や文化財説明板の修繕・新設に際しては、統一的なデザインを採用することで周遊コースの認知度を向上させるとともに、地域全体で統一感のある文化財情報提供の仕組みを構築します。また、文化財情報のアクセス向上を図るため、音声ガイドやその他のデジタル技術の積極的な活用についても検討していきます。

【措置 NO.50】財源確保のための取組推進

ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した、文化財の保存・活用のための財源確保に向けた取組を進めます



ふるさと納税返礼品

＜前期の取組内容＞

- ・長岡京市観光協会と連携し、長岡京市のふるさと納税の返礼品として歴史資料集成「写真でふりかえる長岡京市」の進呈を開始しました。
- ・文化財所有者によるクラウドファンディングを活用した文化財の保存修理が行われるなど、資金調達の新たな手法が確立されました。

（クラウドファンディング活用事例）

- ・楊谷寺 阿弥陀堂屋根修繕
- ・光明寺 宝物庫改修

＜前期の取組みによる効果＞

歴史資料集成を返礼品として活用することで、長岡京市とこれまでに縁のある方や関心を持つ方に市の魅力や歴史的価値を広く知っていただき、長岡京市のファンを増やすことが期待されます。ふるさと納税サイトに返礼品として掲載することで、本市の歴史文化に関する書籍を全国に向けて効果的にPRすることが可能となりました。

また、市内の文化財所有者が実施したクラウドファンディングでは、資金調達のみならず、個々の文化財の重要性を全国に周知する契機となり、文化財保護への関心を高める効果を得ることが出来ました。

＜今後の展開＞

今後は、市の共感型ふるさと納税とも連携した取組を実施していきます。こうした取組のほか、地域の歴史的価値を発信する広報活動や資金調達の方法をさらに工夫することで、市の文化財の保存・活用を持続的に支える財源確保の仕組みを構築できるよう検討を行います。

また、クラウドファンディングの取組みが促進されるよう、引き続き、文化財所有者に働きかけを行っていきます。

6 前期の総括

文化財保存活用地域計画の前期期間では、50の措置のうち、48の措置に該当する取組を実施してきました。これらの取組により、長岡京市の歴史文化を広く発信し、市民の理解と関心を深め、地域の歴史文化の魅力を再認識していただく機会を多く創出しました。特に、地域文化財を活用したイベントや広報活動を通じて、市民の文化財への理解と関心が着実に深まりました。

中期期間に向けて、50の措置をさらに推進していくためには、これまでの成果を基に、各措置の内容をさらに掘り下げることで、より具体的かつ効果的な施策を展開する必要があります。

7 中期に向けて

計画が中期に入る令和8年度は、歴史資料展示室のオープンを迎えます。この展示室は、市民に加え、市外からの来訪者に対しても地域の歴史文化の価値を共有し、その魅力を伝える重要な拠点となります。

展示室のオープン後は、これまで調査・研究を進めてきた地域の歴史文化に関する資料や考古資料を活用し、魅力的な企画展の展開を行っていきます。また、企画展のテーマと連動した歴史講演会や文化財所有者と連携した文化財の公開事業等の取組を展開することで、市内に点在する歴史文化や文化財を大きな枠組みで一体的に捉える「まちなか博物館ネットワーク」の具現化を目指します。また、長岡京市第4次総合計画第3期基本計画において、「まちなか博物館ネットワーク事業」と掲げ、50の措置をさらに推進していく予定です。

【参考】長岡京市第4次総合計画 第3期基本計画 実施計画名称（案）について

実施計画名称	まちなか博物館ネットワーク事業
事業概要	れきしる長岡京を中心施設として、まち全体を博物館と見立て、市内に点在する文化財やその周辺環境をより良い形で保全しながら、展示・公開に供し、それらをつなぐ「まちなか博物館ネットワーク」の形成を進めます。
指標	まちなか博物館主要施設の来場者数

長岡京市文化財保存活用地域計画・前期期間（令和5年度～令和7年度）における
50の措置進捗状況一覧表

（令和8年3月時点）

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・文化財調査の充実 ・埋蔵文化財調査の継続	1 調査・研究の充実と文化財の価値の共有と歴史文化をめぐり磨く	1 文化財現状確認調査	文化財リスト等を活用し、文化財保護指導委員の巡回等により確認調査を行います	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府文化財保護指導委員による巡回 巡回回数：年2回 巡回箇所：前期8カ所・後期16箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府文化財保護指導委員による巡回 巡回回数：年2回 巡回箇所：前期8箇所・後期11箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府文化財保護指導委員による巡回 巡回回数：年2回 巡回箇所：前期8箇所・後期は今後実施予定
		2 埋蔵文化財発掘調査・分布調査の継続	埋蔵文化財が滅失または損傷されないよう、発掘調査の継続や出土遺物の整理作業を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡発掘調査（国庫補助事業） 発掘調査1件 1箇所 ●開発事業に伴う発掘調査（原因者負担） 発掘調査1件 13箇所 ●住宅建設等に伴う立会調査 立会調査4件 319箇所 ●『文化財調査報告書』第81・82冊（2024年）の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡発掘調査（国庫補助事業） 発掘調査1件 4箇所 ●開発事業に伴う発掘調査（原因者負担） 発掘調査1件 17箇所 ●住宅建設等に伴う立会調査 立会調査4件 252箇所 ●『文化財調査報告書』第83冊（2025年）の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡発掘調査（国庫補助事業） 発掘調査1件 2箇所 ●開発事業に伴う発掘調査（原因者負担） 発掘調査1件 9箇所 ●住宅建設等に伴う立会調査 立会調査4件 204箇所 ●『文化財調査報告書』第84冊・第85冊（2026年）
		3 「長岡京」解明のための調査研究の推進と情報共有	長岡京跡解明のため、必要な調査研究を進め、長岡京連絡協議会などで調査成果の情報を共有し、史跡指定等につなげます	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財の調査・研究 ●遺跡台帳等の整備 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●長岡京連絡協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財の調査・研究 ●遺跡台帳等の整備 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●長岡京連絡協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財の調査・研究 ●遺跡台帳等の整備 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●長岡京連絡協議会への参加
		4 歴史資料の詳細調査	所有者等の協力を得て、仏像等美術工芸品をはじめとする、歴史資料の調査研究を進め、成果の公開や指定等につなげます	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本雅男家文書全33箱のうち、11箱分の目録を整備、18箱分の文書ラベルを貼付し、活用できるよう整理作業を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本雅男家文書全33箱のうち、10箱分の詳細目録を作成、目録整備を完了 ●岡本直之家文書全16箱のうち、6箱分の目録を作成し、活用できるよう整理作業を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本雅男家文書のうち、冊子形状を1542カット・一紙形状を235カット 楊谷寺所蔵紙本墨書承元4年修造勸進結縁願文・紙本墨書修造勸進結縁奉加状・紙本墨書戒名札 寂照院所蔵金剛力士像像内文書・本堂棟札 市所蔵寂照院金剛力士像結縁交名 上記を撮影し、活用できるよう整理作業を進めた。 ●新たに発見された長岡天満宮に関する歴史資料を調査した。撮影して翻刻し、所蔵者（長岡天満宮）に渡した。
		5 市民協働によるエリア毎の文化財把握調査	地域に所在する文化財について、地域や所有者と連携し、エリア別に総合的な把握調査を進め、その成果を地域資料集等にまとめます	<ul style="list-style-type: none"> ●今尾家住宅の国登録有形文化財指定に向けた調査報告書の作成 ※国登録有形文化財に指定（令和5年8月） 		<ul style="list-style-type: none"> ●市民団体（このまち再発見でいいい）主催による奥海印寺エリアでの歴史ある建物、庭園探訪イベント（定員15名）の開催に伴う事前相談対応イベント実施日：令和8年3月21日
		6 近現代文化財の把握調査	近代以降の建造物や、近代以降発展した産業に関わる歴史など、近現代の歴史文化に関わる文化財の調査研究を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●今尾家住宅：国登録に向けた調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●田村家住宅：国登録有形文化財所在地訂正および所有者変更 	
		7 専門的人材の確保と調査研究体制の整備	専門的人材を定期的に確保し、研修会等への参加を通じて、専門的人材を育成します	<ul style="list-style-type: none"> ●姉妹都市人事交流研修（伊豆の国市） ●文化財担当者専門研修「地震災害痕跡調査課程」（奈良文化財研究所） ●文化をつなぐミュージアム研修（文化庁 オンライン） ●フォーラム「新登録制度の拡充による博物館の充実に向けて」（日本博物館協会 オンライン） ●ミュージアム・パブリックリレーションズ研修（文化庁 オンライン） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国宝・重要文化財（美術工芸品）防災・防犯対策研修会（文化庁 オンライン） ●文化財保存活用地域計画連絡協議会（文化庁） ●文化財（美術工芸品）保存修理講習（文化庁 オンライン） ●博物館新登録制度（日本博物館協会 オンライン） 	<ul style="list-style-type: none"> ●埋蔵文化財担当職員等講習会（文化庁 オンライン） ●文化財保存活用地域計画等連絡協議会（文化庁） ●国宝・重要文化財（美工品）防災及び防犯対策研修会（文化庁） ●博物館・美術館等保存担当学芸員研修（文化庁） ●公開承認施設担当者会議（文化庁） ●日本美術史専攻の事務（学芸員）1名の採用

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
・情報発信 (展示・公開施設の整備)	1 調査・研究の充実と文化財の価値の共有 歴史文化をめぐり磨く	②文化財の価値の共有	8 ★重点 (仮称)長岡京市ふるさと資料館の整備	歴史文化情報の発信拠点として、また、まちなか博物館ネットワークの中心拠点として機能する歴史資料展示室を、市役所新庁舎に整備し、市民等が文化財に身近に触れられる場の整備を進めます	●新庁舎歴史資料展示室基本計画の作成及びパブリックコメントの実施 意見提出数：4人(14件)	●新庁舎歴史資料展示室 基本設計の作成	●新庁舎歴史資料展示室整備事業 ・新庁舎歴史資料展示室 実施設計の確定 ・新庁舎歴史資料展示室の製作 ・新庁舎歴史資料展示室の愛称募集・決定 応募総数：547件 ・新庁舎歴史資料収蔵庫の整備 ・執務室の新庁舎への引越し ・歴史資料の新庁舎への運搬・収納
			9 考古資料に関する普及啓発	埋蔵文化財調査センターでの常設展や企画展、各種講演会や子ども体験教室、発掘調査報告会などを開催し、考古資料に関する普及啓発事業を進めます	●考古資料の展示：市内小学校、観光案内所等 計11カ所 ●考古資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 件数：8件 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●考古資料の普及行事 ①文化財講演会 実施日：令和5年11月4日/参加者数：65人 内容：「乙訓の古代寺院～乙訓寺・鞆岡廃寺出土瓦を中心に～」 ②発掘調査関係者説明会 実施日：令和5年1月23日/参加者数：14人 内容：井ノ内稲荷塚古墳第7次調査(長岡京跡右京第1284次調査) 会場：長岡京市井ノ内小西地内(井ノ内稲荷塚古墳) ③発掘調査現地説明会 実施日：令和5年9月2日/参加者数：約100人 内容：長岡京跡右京第1277次調査 会場：長岡京市開田三丁目地内 ④調査成果報告会 実施日：令和5年9月16日/参加者数：52人 内容：令和4年度発掘調査成果の説明と出土遺物の解説 ⑤夏休み歴史教室 実施日：令和5年7月28日/参加者数：15人 内容：「縄文土器・弥生土器の文様に挑戦しよう!」 ⑥小中学校の体験学習 ・市内中学生の職場体験(発掘調査体験・遺物洗浄等体験) 実施日：令和5年6月13～16日/参加者数10人 ⑦スライドでみる おとくへの発掘 実施日：令和6年3月3日/参加者数：60人 内容：乙訓地域の発掘調査で得られた成果を、スライドでわかりやすく説明 (乙訓文化財事務連絡協議会共催) ⑧缶バッジプレゼント企画2023「文様イラスト缶バッジ」 期間：令和5年6月1日～12月28日	●考古資料の展示：市内小学校、観光案内所等 計11カ所 ●考古資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 件数：11件 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●考古資料の普及行事 ①文化財講演会 実施日：令和6年11月17日/参加者数：80人 内容：「国史跡・乙訓古墳群の埴輪」 ②発掘調査現地説明会 実施日：令和6年6月1日/参加者数：90人 内容：長岡京跡右京第1291次調査 会場：長岡京市開田三丁目地内 ③発掘調査現地説明会 実施日：令和7年2月22日/参加者数：160人 内容：長岡京跡右京第1307次調査 (井ノ内稲荷塚古墳第8次調査) 会場：長岡京市井ノ内小西地内(井ノ内稲荷塚古墳) ④調査成果報告会 実施日：令和6年9月14日/参加者数：60人 内容：令和5年度発掘調査成果の説明と出土遺物の解説 ⑤夏休み歴史教室 実施日：令和6年7月31日/参加者数：14人 内容：小さなハニワを作ろう! ⑥小中学校の体験学習 ・市内中学生の職場体験(発掘調査体験・遺物洗浄等体験) 実施日：令和6年6月11～14日/参加者数：7人 ・市内小学生の展示室見学 参加者数：80名 ⑦スライドでみる おとくへの発掘 実施日：令和7年3月2日/参加者数：90人 内容：乙訓地域の発掘調査で得られた成果を、スライドでわかりやすく説明 (乙訓文化財事務連絡協議会共催) ⑧缶バッジプレゼント企画2024「長岡京 古墳遺物缶バッジ」 期間：令和6年6月3日～12月27日	●考古資料の展示：市内小学校、観光案内所等 計11カ所 ●考古資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 件数：17件 ※(公財)長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●考古資料の普及行事 ①文化財講演会 実施日：令和7年11月24日/参加者数：100人 内容：「乙訓地域の縄文世界」 ②発掘調査関係者説明会 ※年度内に開催予定 ③発掘調査現地説明会 実施日：令和8年2月23日/参加者数：100人 内容：長岡京跡右京第1322次調査 (井ノ内稲荷塚古墳第9次調査) 会場：長岡京市井ノ内小西地内(井ノ内稲荷塚古墳) ④調査成果報告会 実施日：令和7年9月13日/参加者数：50人 内容：令和6年度発掘調査成果の説明と出土遺物の解説 ⑤夏休み歴史教室 実施日：令和7年8月5日/参加者数：21人 内容：縄文時代のどくうを作ろう! ⑥小中学校の体験学習 ・市内中学生の職場体験(発掘調査体験・遺物洗浄等体験) 実施日：令和7年6月10～13日/参加者数：9人 ・市内小学生の展示室見学・発掘調査見学 参加者数：95名 ⑦スライドでみる おとくへの発掘 実施日：令和8年3月1日/参加者数：100人 内容：乙訓地域の発掘調査で得られた成果を、スライドでわかりやすく説明 (乙訓文化財事務連絡協議会共催) ⑧缶バッジプレゼント企画2025「長岡京市の縄文文化・缶バッジ」 期間：令和7年6月2日～12月28日
			10 地域の歴史文化に関する資料公開	地域の歴史文化に関する資料を積極的に公開します。また、市民等からの文化財の取扱い等に関する問合せに対応します	●地域の歴史文化に関する資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 対応件数：39件 ●文化財・歴史文化に関するレファレンス	●地域の歴史文化に関する資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 対応件数：31件 ●文化財・歴史文化に関するレファレンス	●地域の歴史文化に関する資料の公開・利用(閲覧・複写・掲載・貸出) 対応件数：27件 ●文化財・歴史文化に関するレファレンス
			11 広報紙やホームページ、SNS等での発信強化	調査・研究成果を反映した、文化財や歴史文化に関する情報を広報紙やHP等で積極的に発信します	●市HP内に「インターネット歴史情報館」ページを作成するなど歴史文化に関する情報を発信 ●インスタグラムの開設・更新(毎週火曜日) (公財)長岡京市埋蔵文化財センターと連携し、毎週火曜日に更新	●市HP内の「7つのものがたり」に関するページを順次更新・内容の充実化を図った ●インスタグラムの更新(毎週火曜日) (公財)長岡京市埋蔵文化財センターと連携し、毎週火曜日に更新	●市HP内に「7つのものがたり」を紹介する音声ガイドを掲載したページを作成、情報発信のマルチチャンネル化を図る ●インスタグラムの更新 (公財)長岡京市埋蔵文化財センターと連携し、毎週火曜日に更新

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
情報発信 (展示・公開施設の整備)	1 調査・研究の充実と文化財の価値の共有 ②文化財の価値の共有 歴史文化をめぐり磨く	12 歴史文化パンフレット・リーフレットの充実	文化財を啓発する情報誌「moshi-mosu」の発行等、各種冊子やリーフレットの内容を充実させて発行します	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財情報誌「Moshi-mosu」の編集・発行（年3回） ●リーフレット「乙訓古墳群」の更新・発行 ●刊行物の贈呈・販売 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財情報誌「Moshi-mosu」の編集・発行（年3回） ●リーフレット「国登録有形文化財（旧）石田家住宅」の編集・発行 ●刊行物の贈呈・販売 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財情報誌「Moshi-mosu」の編集・発行（年2回） ●刊行物の贈呈・販売
		13 講演会・シンポジウム、企画展等の開催	歴史講演会やシンポジウム、企画展やまち歩きなどを実施します	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市歴史文化めぐる。総合活用事業 文化財保存活用地域計画キックオフ講演会 実施日：令和5年6月17日／参加者数：60人 会場：長岡天満宮 社務所（旧連歌所） 内容：「江戸時代の旅と名所と乙訓」 講師：谷崎友紀 氏 （せとうち観光専門職短期大学講師） ●乙訓寺木造十一面観音立像公開支援 【説明会】 実施日：令和5年10月30日／参加者数：70人 講師：瀧波忠昭 氏 （京都市立芸術大学教授・長岡京市文化財保護審議会委員） 桑原正明 氏（京都府文化財保護課） 【講演会】 実施日：令和5年11月18日／参加者数：30人 内容：新指定・乙訓寺“木造十一面観音立像”について 講師：井上大樹 氏（文化庁） ●平和を考える市民フォーラムパネル展示 ●佐藤家住宅（国登録有形文化財）展示支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市歴史文化めぐる。総合活用事業 地域計画「7つのものがたり」講演会 実施日：令和6年6月29日／参加者数：64人 会場：光明寺 大書院 内容：『『名所図会』にみる江戸時代の長岡京市と光明寺』 講師：西野由紀 氏 （天理大学人文学部国文学国語学教授） ●平和を考える市民フォーラム パネル展示 ●佐藤家住宅（国登録有形文化財）展示支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市歴史文化めぐる。総合活用事業 地域計画「7つのものがたり」講演会 実施日：令和7年6月28日／参加者数：58人 会場：乙訓寺 客殿 内容：「昭和大礼造物物の下賜と乙訓寺の客殿について」 講師：原戸喜代里 氏（京都市文化財保護課） ●平和を考える市民フォーラム パネル展示 ●佐藤家住宅（国登録有形文化財）展示支援
		14 古文書講座の開催	地域の歴史資料を読むことを通じて、当時の長岡京市域の様子を知る機会をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ●古文書講座「ふるさとワーク」の開催 「古文書輪読会」（上級者用）8回 「古文書入門講座」（初心者用）4回 「古文書中級講座」（経験者用）4回 参加者数：延べ167人 	<ul style="list-style-type: none"> ●古文書講座「ふるさとワーク」の開催 「古文書輪読会」（上級者用）8回 「古文書中級講座」（経験者用）4回 「古文書入門講座」（初心者用）4回 参加者数：延べ196人 	<ul style="list-style-type: none"> ●古文書講座「ふるさとワーク」の開催 「古文書輪読会」（上級者用）4回 「古文書初級講座」（初心者用）4回 参加者数：延べ132人
		15 文化財説明板の維持管理と整備	既設説明板の定期的な改修や台帳・データベースの整理・更新を進めるとともに、新たな説明板を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓寺境内説明板の更新 ●今尾家住宅説明板の設置 		<ul style="list-style-type: none"> ●「明星水」説明看板の更新 ●「土御門天皇陵」説明看板の更新 ※上記2点、年度内に対応予定
		16 中山修一記念館を核とした「長岡京」のPR	長岡京跡の解明に貢献した、中山修一氏の足跡を紹介する中山修一記念館を核とし、「長岡京」に関する出土遺物やパネルの展示等により、「長岡京」の情報を市内外に発信します	<ul style="list-style-type: none"> ●中山修一記念館管理運営業務 指定管理者：NPO法人 長岡京市ふるさとガイドの会 指定管理期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日 【令和5年度（5年目）】 開館日数：310日 入館者：1,116人（市内412人 市外704人） ●長岡京市立中山修一記念館秋季トークセッション 「長岡京発見の父 中山修一先生との思い出を語る」 実施日：令和5年9月30日 会場：中山修一記念館 講師：久保 直子氏（島本町歴史文化資料館館長） ●次期指定管理者の募集及び選定 次期指定管理者：NPO法人 長岡京市ふるさとガイドの会 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山修一記念館管理運営業務 指定管理者：NPO法人 長岡京市ふるさとガイドの会 指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日 【令和6年度（1年目）】 開館日数：307日 入館者：1,309人（市内574人・市外735人） ●長岡京発掘70周年記念事業「発掘の思い出座談会 第1弾」 実施日：令和6年12月7日 会場：中山修一記念館 発掘の語り部：岩崎 誠氏（元・（公財）長岡京市埋蔵文化財センター） 山本 輝雄氏（元・（公財）長岡京市埋蔵文化財センター） 木村 泰彦氏（長岡京市教育委員会） ●座談会第2弾「長岡京解明への発掘とその報道」 実施日：令和7年2月8日 会場：中山修一記念館 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山修一記念館管理運営業務 指定管理者：NPO法人 長岡京市ふるさとガイドの会 指定管理期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日 【令和7年度（2年目）】※R.2月末時点 開館日数：279日 入館者：1,149人（市内494人・市外655人） ●講演会「謎が謎を呼ぶ『長岡京発見』の魅力」 実施日：令和7年12月7日 講師：百瀬ちどり氏 ●連続講座第2回「乙訓寺 “まるごと文化財”の意味深」 実施日：令和8年2月8日 講師：百瀬ちどり氏 ※警報発令により中止

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・指定・登録の拡充と確実な維持管理 ・史跡整備と保存活用計画の策定 ・防災・防犯への対応	2 着実な保存・管理と継承	17 国史跡乙訓古墳群保存活用計画の作成	近隣市町と連携し、乙訓古墳群保存活用計画の作成を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓文化財事務連絡協議会への参画による情報共有 ●全国史跡整備市町村協議会への参画による情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓文化財事務連絡協議会への参画による情報共有 ●全国史跡整備市町村協議会への参画による情報収集 ●史跡恵解山古墳保存・活用検討懇話会の開催 恵解山古墳公園開園10周年を迎えるための修繕内容等について検討 第7回開催日：令和6年6月4日 第8回開催日：令和7年3月3日 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓文化財事務連絡協議会への参画による情報共有 ●全国史跡整備市町村協議会への参画による情報収集
		18 ★重点 国史跡乙訓古墳群の公有化と整備・維持管理	乙訓古墳群保存活用計画に基づき、史跡の公有化とともに、公有化した史跡の整備を進めます。また、適切に維持管理し、さらなる活用についても検討します	<ul style="list-style-type: none"> ●恵解山古墳をはじめとする乙訓古墳群の維持管理 恵解山古墳、井ノ内車塚古墳、井ノ内稲荷塚古墳 長法寺七ツ塚2・7号墳、勝龍寺城土壘跡 ●恵解山古墳公園の修繕 車止め修繕、西側法面コグマザサ修繕、木製スロープ修繕（防腐処理）、南側階段修繕 ・乙訓古墳群 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓古墳群である井ノ内稲荷塚古墳の一部公有化（477㎡） ●長法寺南原古墳の活用検討 ●恵解山古墳をはじめとする乙訓古墳群の維持管理 恵解山古墳、井ノ内車塚古墳、井ノ内稲荷塚古墳 長法寺七ツ塚2・7号墳、勝龍寺城土壘跡 ●恵解山古墳公園の修繕 車止め修繕、西側法面コグマザサ修繕、木製スロープ修繕（防腐処理）、南側階段修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ●恵解山古墳をはじめとする乙訓古墳群の維持管理 恵解山古墳、井ノ内車塚古墳、井ノ内稲荷塚古墳 長法寺七ツ塚2・7号墳、勝龍寺城土壘跡 ●長法寺南原古墳の活用検討 ●恵解山古墳公園の修繕 南西端ポール修繕、南東木製ベンチ撤去（経年劣化による） コグマザサ修繕
		19 計画的な文化財の指定・登録	本市の歴史文化に関連する未指定の文化財の指定等を計画的に進めるため、所有者等への意向調査や働きかけを行います	<ul style="list-style-type: none"> ●国重要有形文化財（美術工芸品）の指定 乙訓寺 木造十一面観音立像 1軀 附 結縁交名 一括（令和5年6月27日） ●国登録有形文化財（建造物）の登録 今尾家住宅 茶室薫風亭 1棟 今尾家住宅 土蔵 1棟（令和5年8月7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ●京都府暫定登録文化財（考古資料）の登録 飾板状木製品 （今里車塚古墳出土・長岡京市所有） 1点 	<ul style="list-style-type: none"> ●光明寺の建造物8棟を国重要有形文化財の指定をするよう国の文化審議会が答申 （本堂（御影堂）、阿弥陀堂、釈迦堂、勅使門、御本廟及び御本廟拝殿（2棟）、鐘樓、総門、附 中門）
		20 出土遺物の保管スペースの確保	毎年増加する出土遺物を適切に保存するため、保管スペースの確保や分散している保管場所の集約化を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●出土遺物の収蔵 ●資料の収集・整理 ●埋蔵文化財調査センターの管理 ※（公財）長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●埋蔵文化財調査センター内の収蔵施設及び設備の修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ●出土遺物の収蔵 ●資料の収集・整理 ●埋蔵文化財調査センターの管理 ※（公財）長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●埋蔵文化財調査センター内の収蔵施設及び設備の修繕 ●埋蔵文化財調査センター及び収蔵施設の移転に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●出土遺物の収蔵 ●資料の収集・整理 ●埋蔵文化財調査センターの管理 ※（公財）長岡京市埋蔵文化財センター委託業務 ●埋蔵文化財調査センター内の収蔵施設及び設備の修繕 ●埋蔵文化財調査センター及び収蔵施設の移転に向けた検討
		21 出土遺物の保存処理	出土遺物のうち、脆弱な木製品や金属製品等を保存するため、適切な保存処理を行います	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡出土遺物の保存処理 ・金属製品 5点（長法寺七ツ塚古墳群調査出土） ・木製品 3点（左京第613次調査出土） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡出土遺物保存処理委託業務 ・金属製品 13点 （長法寺七ツ塚古墳群調査出土、長岡京跡右京第1255次調査出土、左京第670次調査出土） ・木製品 1点（左京第673次調査出土） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内遺跡出土遺物保存処理委託業務 ・金属製品 4点 （長岡京跡右京第1252次調査出土、第1295次調査出土） ・木製品 5点（右京第1295次調査出土）
		22 歴史資料の保存と管理、支援	古文書や民俗資料を適切に保存するため、収蔵スペースを確保するとともに、地域で保管している歴史資料の保存を支援する	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史資料及び保管室の害虫防除処理 ●廃棄公文書の選別・保存支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史資料及び保管室の害虫防除処理 ●廃棄公文書の選別・保存支援 ●市内所在資料の保存支援 今里自治会所蔵『今里区有文書』（市指定文化財） 	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史資料の害虫防除処理 ●市役所新庁舎に歴史資料整理室及び収蔵庫が完成したことに伴う歴史資料の移転を実施 ●廃棄公文書の選別・保存支援 ●市内所在資料の保存支援 今里自治会所蔵『今里区有文書』（市指定文化財）
		23 文化財データベースの更新と充実	文化財リストを活用したデータベースの運用に向けて、歴史資料等の収集・データ化を継続し、データベースの更新と充実を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●撮影・デジタルデータ・紙焼き作成 伊関正典家旧蔵資料 神足月報 楊谷寺文書（追加撮影） ●データ保存用ファイルサーバの管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●撮影・デジタルデータ・紙焼き作成 岡本雅男家旧蔵文書 楊谷寺文書（追加撮影） ●データ保存用ファイルサーバの管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●撮影・デジタルデータ・紙焼き作成 岡本雅男家旧蔵文書 楊谷寺千手観音像内文書 寂照院金剛力士像造立結縁交名・像内文書 ●データ保存用ファイルサーバの管理

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・指定・登録の拡充と確実な維持管理 ・史跡整備と保存活用計画の策定 ・防災・防犯への対応	2 着実な保存・管理と継承	24 歴史資料の修理とデジタル化	歴史資料の修理や保存処理、万一の滅失・劣化に備え、簡便な活用には供するよう、複製物作成・デジタル化等を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルデータ作成 昭和40年代 市民情報課撮影広報写真 ●神足地区旧公図（地籍図）の修理 ●鞆岡達雄家旧蔵文書の修理 ●寂照院金剛力士像造立結縁交名（紙背御成敗式目）の修理 	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルデータ作成 昭和40年代 市民情報課撮影広報写真 ●神足地区旧公図（地籍図）の修理 ●鞆岡達雄家旧蔵文書の修理 	<ul style="list-style-type: none"> ●デジタルデータ作成 昭和40年代 市民情報課撮影広報写真 ●神足地区旧公図（地籍図）の修理 ●鞆岡達雄家旧蔵文書の修理
		25 文化財の修理・維持管理と支援	府指定寂照院金剛力士造立結縁交名等、指定等文化財の保存・修理や維持管理を進め、修理・維持管理に関わる文化財所有者等への支援を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓寺木造十一面観音立像内納品保存修理 ※国宝重要文化財等保存・活用事業補助金、住友財団文化財維持・修復事業助成金を活用 ●楊谷寺阿弥陀堂屋根保存修理 ※京都府指定・登録文化財等補助金を活用 ●光明寺御廟・拝堂保存修理、勝竜寺春日神社狛犬保存修理 国登録有形文化財 今尾家住宅薫風亭北側壁保存修理 ※京都府社寺等文化資料保全補助金を活用 ●上記の補助事業に連動して長岡京市文化財補助金を執行 ●国指定文化財の維持管理 乙訓寺 ※国維持管理費補助金を活用 ●京都府指定・登録文化財等の維持管理 長岡天満宮・寂照院・乗願寺・楊谷寺・光明寺 ※京都府維持管理費補助金を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓寺木造十一面観音立像内納品保存修理 ※国宝重要文化財等保存・活用事業補助金、住友財団文化財維持・修復事業助成金を活用 ●楊谷寺阿弥陀堂屋根保存修理 ●長岡天満宮本殿保存修理 ※京都府指定・登録文化財等補助金を活用 ●上記の補助事業に連動して長岡京市文化財補助金を執行 ●国指定文化財の維持管理 乙訓寺 ※国維持管理費補助金を活用 ●京都府指定・登録文化財等の維持管理 長岡天満宮・寂照院・乗願寺・楊谷寺・光明寺 ※京都府維持管理費補助金を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓寺木造十一面観音立像内納品保存修理 ※国宝重要文化財等保存・活用事業補助金、住友財団文化財維持・修復事業助成金を活用 ●長岡天満宮本殿保存修理 ※京都府指定・登録等補助事業を活用 ●赤根天神社本殿附覆屋 屋根保存修理 ※京都府社寺等文化資料保全補助金を活用 ●上記の補助事業に連動して長岡京市文化財補助金を執行 ●国指定文化財の維持管理 乙訓寺 ※国維持管理費補助金を活用 ●京都府指定・登録文化財等の維持管理 長岡天満宮・寂照院・乗願寺・楊谷寺・光明寺 ※京都府維持管理費補助金を活用
		26 文化財防災訓練の実施	文化財所有者・消防署等と連携し、文化財防火デーや防火設備点検を継続して実施し、文化財に対する防災意識の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う署団合同消防訓練 実施場所：乙訓寺 実施日：令和6年1月28日 ※主催 乙訓消防組合本部・長岡京消防署・長岡京市消防団 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う署団合同消防訓練 実施場所：長岡天満宮 実施日：令和7年1月26日 ※主催 乙訓消防組合本部・長岡京消防署・長岡京市消防団 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う署団合同消防訓練 実施場所：楊谷寺 実施日：令和8年1月25日（予定） ※主催 乙訓消防組合本部・長岡京消防署・長岡京市消防団
		27 防災・防火・防犯設備の整備と支援	文化財の保存を確実に進めるため、防災・防火・防犯設備の整備を進めるとともに、所有者等による設置、維持管理を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う立入検査 実施場所：光明寺・乗願寺・楊谷寺・長岡天満宮・観音寺 赤根天神社・乙訓寺・勝龍寺・寂照院 実施日：令和6年1月22～29日 ※主催 乙訓消防組合本部 予防課 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う立入検査 実施場所：光明寺・乗願寺・楊谷寺・長岡天満宮 赤根天神社・乙訓寺・勝龍寺・寂照院 実施日：令和7年1月21日～30日 ※主催 乙訓消防組合本部 予防課 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財防火運動に伴う立入検査 実施場所：光明寺・乗願寺・楊谷寺・長岡天満宮・観音寺 赤根天神社・乙訓寺・勝龍寺・寂照院 実施日：令和8年1月中に実施予定 ※主催 乙訓消防組合本部 予防課

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
・まちづくりへの活用 ・観光との連携	3 まち づく りへの 活用	〃 歴史 文化 にめ ぐり 親し む〃	28 開発にともなう埋蔵文化財保護の調整 (まちづくり協議)	開発にともなう埋蔵文化財保護のため、発掘調査の実施等を調整するまちづくり協議を継続します	●長岡京市まちづくり条例に基づき、発掘調査の実施等についてまちづくり協議を円滑に実施	●長岡京市まちづくり条例に基づき、発掘調査の実施等についてまちづくり協議を円滑に実施	●長岡京市まちづくり条例に基づき、発掘調査の実施等についてまちづくり協議を円滑に実施
			29 シティプロモーションの推進	「選ばれるまち」であり続けるため、歴史文化をまちの魅力として、HPやSNS等を通じて積極的に発信していきます	●長岡京市情報発信サイト「SENSE」での文化財情報の発信 〈参考〉SENSE NAGAOKAKYOアクセス数 271,909件 ●市公式Instagramを積極的に活用した情報発信 〈参考〉フォロワー数：10,699人	●長岡京市情報発信サイト「SENSE」で文化財情報の発信 記事内容：発掘70周年！古代の都・長岡京の謎を解き明かす「埋蔵文化財のプロ」に密着 〈参考〉SENSE NAGAOKAKYOアクセス数219,877件 ●市公式Instagramを積極的に活用した情報発信 〈参考〉フォロワー数：14,004人	●長岡京市情報発信サイト「SENSE」で文化財情報の発信 記事内容：長岡京市役所内に歴史ミュージアム誕生！愛称を募集します 【祝・重要文化財】紅葉名所・光明寺の魅力徹底解剖！大河ドラマ「べらぼう」のロケ地 ●市公式Instagramを積極的に活用した情報発信
			30 長岡京ガラシャ祭の開催継続	市民主体で開催されている「長岡京ガラシャ祭」を継続して支援するとともに、明智光秀・ガラシャ、細川藤孝・忠興ゆかりの地としての情報を発信します	●長岡京ガラシャ祭の開催 〈参考〉参加した延べ人数 71,000人（ガラシャウィーク含む） ●市の公式LINEと連携したパンフレットのデジタル化等、SNSを活用した情報発信の実施	●長岡京ガラシャ祭の開催 〈参考〉参加した延べ人数 76,000人（ガラシャウィーク含む） ●市の公式LINEと連携したパンフレットのデジタル化等、SNSを活用した情報発信の実施	●長岡京ガラシャ祭の開催 〈参考〉参加した延べ人数 17,664人（ガラシャウィーク含む） ※雨天により行列巡行が中止となったため、参加者が大幅に減少 ●市の公式LINEと連携したパンフレットのデジタル化等、SNSを活用した情報発信の実施
			31 歴史文化周遊ルートの創出	歴史文化を結ぶ魅力的な周遊ルートを創出し、マップ等を作成するとともに、周辺地域との連携を進めます	●西国街道を巡るコース等を企画し、阪急観光あるきで実施 ●京都西山PRのために京都・西山竹の里乙訓 あじさいと青もみじの御朱印めぐりのチラシを作成 ●京都西山を「食」でPRし誘客を図るために「はじめまして京都西山」のパンフレットを作成	●西国街道を巡るコース等を、阪急観光あるきと新たにJRふれあいハイキングでも実施 ●京都西山PRのために京都・西山竹の里乙訓 あじさいと青もみじの御朱印めぐりのチラシを作成 ●京都西山を「食」でPRし誘客を図るために「はじめまして京都西山」のパンフレットを作成	●西国街道を巡るコース等を、阪急観光あるきとJRふれあいハイキングでも実施 ●京都西山PRのために京都・西山竹の里乙訓 あじさいと青もみじの御朱印めぐり、紅葉の御朱印めぐりのチラシを作成 ●京都西山を「食」でPRし誘客を図るために「はじめまして京都西山」のパンフレットを作成
			32 ★重点 周遊サイン等の整備・多言語化	まちなか博物館ネットワークを充実させるため、周遊を促す案内板等サインの整備及び説明板の多言語化を進めます	●乙訓寺の歴史街道看板の更新	●乙訓商工・観光協議会による多言語化音声ガイド及び多言語対応のパンフレット作成	●音声ガイドの作成 「謎解き街あるき～レキシノオトと乱世の姫～」(主催：長岡京市文化財保存活用推進会議)と連携し、7つのものがたりの1つである「戦乱の舞台」に関連するスポット等の音声ガイドを作成
			33 歴史文化を活用したイベントの開催	恵解山古墳や勝竜寺城公園でのイベント、歴史講演会のテーマと合わせたイベント、歴史的建造物活用体験プログラム等、テーマ性のあるイベントを実施します	●京都西山・長岡天満宮花灯路の開催	●恵解山古墳公園開園10周年記念イベントの実施 実施日：令和6年11月2日(土) ※雨天によりイベント内容を縮小 参加者：約110名 内 容：古墳公園の開園10周年を記念し、古墳公園内でイベントを実施。歴史的な舞台を活用し、若い世代のパフォーマンスと、地域の文化資源を体験することで、来場者における魅力の再発見してもらうことを目的として企画した。雨天により、長岡第八小学校体育館にて記念式典のみ実施。 長岡京市情報発信サイト「SENSE」でも紹介された。 ●市内スタンプラリーの実施 実施日：令和6年11月2日～令和7年1月13日 参加者：1スポット平均1,040人 内 容：令和5年度に作成した歴史文化ドリル「タケノコ食エスト」をテーマに、市内文化財関連施設をスタンプ設置場所とし、スタンプを集めながら施設をめぐることで子どもたちが「7つのものがたり」の魅力を見出し、ふるさとへの愛着を浸透させることを目的に実施した。「長岡京ガラシャ祭」と連携し、期間限定で特別スタンプの設置及び達成特典の配布も行った。 ●乙訓寺 重要文化財「木造十一面観音立像」の特別公開の実施支援 ●京都西山・長岡天満宮花灯路の開催	●謎解き街あるき～レキシノオトと乱世の姫～を実施 実施日：令和7年11月1日～令和8年1月31日(3か月間) 参加者：約2,000人 内 容：市の歴史文化の特徴「7つのものがたり」のひとつ「戦乱の舞台」をテーマとし、ガラシャ・忠興にゆかりのあるスポットを巡る謎解き周遊イベントを実施。各スポットでは音声ガイドと連携し、参加者に歴史文化への理解を深めてもらう仕掛けを行った。 謎解きスポット：神足ふれあい町家、勝龍寺城土壘・空堀跡、勝龍寺勝竜寺城公園、恵解山古墳公園、中山修一記念館市役所庁舎の計7カ所 ●京都西山・長岡天満宮花灯路の開催

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・まちづくりへの活用 ・観光との連携	3 まちづくりへの活用	34 石田家住宅・中野家住宅等歴史的建造物の活用	国登録有形文化財建造物等の保存・公開・活用を進める民間団体と連携し、市民等が身近に感じることができるような活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ●中野家住宅（市有財産）の総括、調整及び活用 ●神足ふれあい町家管理運営業務 指定管理者：NPO法人 乙訓障害者事業協会 指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日 【令和5年度（4年目）】 開館日数 357日 入館者 10,945人（市内6,697人 市外4,248人） ●神足ふれあい町家の施設修繕 修繕内容：害虫防除処理・庭園目隠し塀修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ●中野家住宅（市有財産）の総括、調整及び活用 ●神足ふれあい町家管理運営業務 指定管理者：NPO法人 乙訓障害者事業協会 指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日 【令和6年度（5年目）】 開館日数 357日 入館者 12,681人（市内8,480人 市外4,201人） ●次期指定管理者の募集及び選定 選定結果：NPO法人 乙訓障害者事業協会 	<ul style="list-style-type: none"> ●中野家住宅（市有財産）の総括、調整及び活用 ●神足ふれあい町家管理運営業務 指定管理者：NPO法人 乙訓障害者事業協会 指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 【令和7年度（1年目）】※R8.2月末時点 開館日数：324日 入館者：10,663人（市内8,332人 市外2,331人） ●神足ふれあい町家の施設修繕 修繕内容：照明機器のLED化修繕
		35 西国街道（北部地域）の再整備	歴史文化を感じることができる、風情あるまちなみを形成するため、本市北部地域の西国街道の石畳の再整備を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●「長岡京市景観計画」に基づく旧街道軸で、景観に配慮した石畳の再整備を実施 〈実績〉北部西国街道延長（L-1050m）の整備率 68.6% R5年度は420mの整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「長岡京市景観計画」に基づく旧街道軸で、景観に配慮した石畳の再整備を実施 ※R6年度で整備が完了 〈実績〉北部西国街道延長（L-1050m）の整備率 100% R6年度は330mの整備を実施 	事業完了
		36 タケノコ掘り体験の実施	地域特有のタケノコ掘りの道具、「ホリ」を使用したタケノコ掘り体験を通じて、特産物に対する関心・理解を深めます	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市観光協会によるタケノコ掘り体験者数：62人 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市観光協会によるタケノコ掘り体験者数：86人 ●「京たけのご掘り体験と旬料理」体験 参加者数：5人 ※本体験は、観光竹林でたけのご掘りの後、市内飲食店でたけのご料理を食べるツアー 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市観光協会によるタケノコ掘り体験 参加者数：70人 ●「京たけのご掘り体験と旬料理」体験 参加者数：5人
		37 竹林の保全・再生・活用	市の歴史的景観や西山の生態系を守るため、放置竹林の保全・再生を行い、伐採後の竹の利活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ●拡大する竹の整備及び点在する竹の除伐を実施 〈参考〉竹林の除伐面積：1.15ha ●過去に実施した竹林整備地で新たに発生したタケノコ等を伐採する維持管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●拡大する竹の整備及び点在する竹の除伐を実施 〈参考〉竹林の除伐面積：1.21ha ●過去に実施した竹林整備地で新たに発生したタケノコ等を伐採する維持管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●拡大する竹の整備及び点在する竹の除伐を実施 ●過去に実施した竹林整備地で新たに発生したタケノコ等を伐採する維持管理の実施
		38 地産地消の推進	特産物であるタケノコ・ナス・花菜をはじめ、地元農産物に対する関心を高めるため、スーパーや朝市での販売を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ●市内スーパーへのインショップ出店を継続 ●市内小中学校や保育所、事業所への地元産農産物の供給を継続 ●ガラシャ祭や農業祭にて地元産野菜の直売会を実施 ●FMおとくによら広報紙、市LINE等を活用した地元産野菜の普及・PRの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内スーパーへのインショップ出店を継続 ●市内小中学校や保育所、事業所への地元産農産物の供給を継続 ●ガラシャ祭や農業祭にて地元産野菜の直売会を実施 ●未就学児向けの花菜摘み取り体験会を開催し、市内の保育施設2園が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内スーパーへのインショップ出店を継続 ●市内小中学校や保育所、事業所への地元産農産物の供給を継続 ●ガラシャ祭や農業祭にて地元産野菜の直売会を実施 ●各種広報媒体をイベントの機会活用した地元産野菜の普及・PRの実施
・生涯学習への活用 ・人材育成 ・組織・体制 (財源確保と支えるしくみづくり)	4 みんなで支えるしくみづくり～歴史文化で想いめぐる～	39 学校での郷土学習・体験学習の実施	学校の授業等での郷土学習・体験学習を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の授業等での郷土学習・体験学習の実施 ・中山修一記念館への見学 ・NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会や(公財)埋蔵文化財センターによる出前授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の授業等での郷土学習・体験学習の実施 ・中山修一記念館への見学 ・NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会や(公財)埋蔵文化財センターによる出前授業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の授業等での郷土学習・体験学習の実施 ・中山修一記念館への見学 ・NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会や(公財)埋蔵文化財センターによる出前授業の実施 ・市文化財担当者による市内小学校への出前授業の実施（予定）
		40 小中学校教材や教員向け研修等の実施	小中学校と連携した教材の開発や副読本への歴史文化に関わる記事の掲載、新任教員を対象とした研修等を実施します	<ul style="list-style-type: none"> ●新任教職員研修への講師派遣 〈研修施設〉長岡京市立埋蔵文化財調査センター、中山修一記念館 恵解山古墳公園 	<ul style="list-style-type: none"> ●新任教職員研修への講師派遣 〈研修施設〉長岡京市立埋蔵文化財調査センター、中山修一記念館 	<ul style="list-style-type: none"> ●新任教職員研修への講師派遣 〈研修先〉長岡京市立埋蔵文化財調査センター、中山修一記念館
		41 歴史文化を活かした生涯学習の充実や人材育成	歴史文化を活かした講座や出前講座等を開催し、生涯学習機会の充実と人材の育成を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市歴史文化めぐる。総合活用事業 ①小学生向けワークショップの実施 実施日：令和5年8月5・6・8日 参加者：9名（1年生1人・5年生5人・6年生3人） 内 容：地域計画でまとめた、長岡京市の歴史文化の特徴「7つのものがたり」を踏まえ、子供たちの目線でその魅力を発見してもらおう ②「7つのものがたり」をもとに歴史文化ドリルを制作 ③歴史文化ドリル体験会の開催 実施日：令和6年3月16日 参加者：32人 内 容：文化財・歴史文化の魅力発信の担い手であるNPO法人長岡京市ふるさとガイドの会等関係団体とともに、市内の小学生を対象とした歴史文化ドリルの体験会を実施 長岡京市情報発信サイト「SENSE」でも紹介された。 ●元長岡京市埋蔵文化財センター理事を講師に迎え、わくわく講座「桓武天皇とその妻子」を開催 ●人権問題研究市民集会にて、「蘇民将来呪符木簡」に関する昔ばなしをもとに作成した人権絵本を配布 ●すくすく教室で歴史をテーマとした教室を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権問題研究市民集会にて、「蘇民将来呪符木簡」に関する昔ばなしをもとに作成した人権絵本を配布 ●恵解山古墳公園開園10周年記念イベントの実施 ●市内スタンプラリーの実施 →詳細は事業33を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ●(公財)長岡京市埋蔵文化財センターの職員を講師に迎え、わくわく講座「(仮)長岡京市の遺跡」を開催予定 ●人権問題研究市民集会にて、「蘇民将来呪符木簡」に関する昔ばなしをもとに作成した人権絵本を配布 ●謎解き街あるき～レキシノオトと乱世の姫～を実施 →詳細は事業33を参照
		42 食育による食文化の継承	食育推進計画に基づき、学校給食への地元農産物の活用をはじめ、家庭や地域等、さまざまな場での食文化の継承を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●「食育ひろば」の開催 ※「まるごとヘルシーフェスタ」の一環として開催 参加者数：704人 ●ガラシャ祭での食育ブースの出店 ●地元産野菜の販売情報チラシの配布や市政情報放映モニター等を活用した食育啓発を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食育ひろば」の開催 ※「まるごとヘルシーフェスタ」の一環として開催 参加者数：1,093人 ●ガラシャ祭での食育ブースの出店 ●地元産野菜の販売情報チラシの配布や市政情報放映モニター等を活用した食育啓発を継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「食育ひろば」の開催 ※「まるごとヘルシーフェスタ」の一環として開催 参加者数：687人 ●ガラシャ祭での食育ブースの出店 ●地元産野菜の販売情報チラシの配布や市政情報放映モニター等を活用した食育啓発を継続して実施

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・生涯学習への活用 ・人材育成 ・組織・体制 (財源確保と支えるしくみづくり)	4 みんなで支えるしくみづくり ② 協働による歴史文化のまちづくり推進 歴史文化で想いめぐる	43 歴史文化のまちづくり推進体制の整備	さまざまな取組主体と連携し、歴史文化を活かしたまちづくりを進めるため、情報共有の場を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市文化財保存活用推進会議の設立及び開催 設立日：令和5年4月20日 開催日：令和5年6月13日 会議内容：令和5年度事業計画及び予算について その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市文化財保存活用推進会議 開催日：令和6年4月19日 会議内容：令和5年度事業報告・決算報告について 国庫補助事業採択内容等について 令和6年度事業計画(案)・事業予算(案)について ●KYOTO地域文化をつなぐミュージアムプロジェクト実行委員会主催 乙訓戦国ミュージアムウォークの実施 (事務局:京都府文化生活部文化政策室) 開催日：令和6年11月23日(土) 参加者：22名 内 容：物集女城跡国史跡答申を記念した乙訓の戦国時代を巡るミュージアムウォーク。 (コース) JR長岡京駅西口(パンピオ広場)→神足神社→勝竜寺城公園→ 惠解山古墳公園→中山修一記念館→阪急西山天王山駅解散 ※ガイドはNPO法人長岡京市ふるさとガイドの会が担当。 ●物集女城跡国史跡記念シンポジウム開催時、会場のロビーにてパネル展示を実施 開催日：令和7年1月11日(土) 午前10時～午後5時 会 場：永守重信市民会館ホール 主 催：向日市・向日市教育委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡京市文化財保存活用推進会議 開催日：令和7年5月9日 会議内容：令和6年度事業報告・決算報告について 国庫補助事業採択内容等について 令和7年度事業計画(案)・事業予算(案)について
		44 庁内連携(情報共有)の場の設定	歴史文化の保存・活用に関わる情報共有やテーマ毎のプロジェクトチームによる課題解決の場を設定します	<ul style="list-style-type: none"> ●乙訓寺木造十一面観音立像公開支援に伴う関係機関との連携 説明パネルの作成、パンフレットの作成支援 【特別公開】 実施日：令和5年11月11日～12月3日 来場者：1,000人 ※文化財保存活用課・商工観光課・観光協会・乙訓寺で連携 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡天満宮本殿公開支援実施に向けての調整 文化財保存活用課・商工観光課・観光協会 長岡天満宮・修理受託業者で連携 ●通常は紅葉期のみ諸堂公開される光明寺を新緑の時期にも特別拝観できるツアーを造成 	<ul style="list-style-type: none"> ●長岡天満宮本殿公開支援 本殿屋根保存修理工事現場見学会・体験会 実施日：令和7年5月30・31日①10時・②13時・③15時 定 員：113人(大人53人・市内在住・在学の小中学生60人) 会 場：長岡天満宮 本殿 講 師：仲和建設㈱/㈱宮川屋根工業 内 容：修理現場と檜皮葺美演の見学 竹くぎ打ち体験と道具の展示 ●光明寺での紅葉シーズンに合わせたパネル展示の実施支援 (光明寺(建造物)の重要文化財指定の答申を受けて実施) ●通常は紅葉期のみ諸堂公開される光明寺を新緑の時期にも特別拝観できるツアーを引き続き実施
		45 ふるさとガイドの会との協働推進	歴史講演会やまち歩き等の開催など、長岡京市ふるさとガイドの会との協働・連携事業を継続し、市の魅力発信を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイド養成講座の開催 (NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会と商工観光課の連携事業) ●阪急観光あるきにて、西国街道を巡るコースを実施 (阪急観光あるき) 開催回数：計3回(6・9・11月) / 参加者数：計70名 ●歴史講演会の開催(年3回開催)※教育委員会共催事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイド養成講座の開催 (NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会と商工観光課の連携事業) ●西国街道を巡るコース等を、阪急観光あるきと新たにJRふれあいハイキングでも実施 (阪急観光あるき) 開催回数：計2回(10・11月) / 参加者数：計46名 (JRふれあいハイキング) 開催回数：1回(6月) / 参加者数：28名 ●歴史講演会の開催(年3回開催)※教育委員会共催事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●ガイド養成講座の開催 (NPO法人長岡京市ふるさとガイドの会と商工観光課の連携事業) ●西国街道を巡るコース等を、阪急観光あるきと新たにJRふれあいハイキングでも実施 (阪急観光あるき) 開催回数：1回(11月) / 参加者数：20名 (JRふれあいハイキング) 開催回数：1回(1月) / 参加者数：11名
		46 西山山麓の歴史文化景観の保全	西山山麓の歴史文化景観の保全のため、西山森林整備やホテルの保護育成活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備の実施 森林整備面積：337㎡ ●西山森林整備推進協議会と連携した、京都モデルフォレスト運動による森づくりへの支援や自然環境調査を実施 ●多様な生き物が暮らす森を再生するため、新規植樹地を整備し、新規植樹を実施 ●搬出した木材の公共施設等へ利活用 ●子どもたちの環境教育の推進・充実を目的として「西山ファミリー環境探検隊」の実施 実施回数：計4回(6月・8月・11月・2月) / 参加者数：計139人 ●ホテルの生育環境を保全することをPRするため「ホテル観賞のタベ」を開催 開催日：令和5年6月9日(金)、10日(土) 場 所：西代里山公園 ●ホテル育成に係る先進地視察研修やホテル養殖の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備の実施 森林整備面積：343㎡ ●西山森林整備推進協議会と連携した、京都モデルフォレスト運動による森づくりへの支援や自然環境調査を実施 ●多様な生き物が暮らす森を再生するため、新規植樹地を整備し、新規植樹を実施 ●搬出した木材の公共施設等へ利活用 ●子どもたちの環境教育の推進・充実を目的として「西山ファミリー環境探検隊」の実施 実施回数：計3回(4月・8月・3月) / 参加者数：計115人 ※年4回予定していたが、内1回は雨天により中止 ●ホテルの生育環境を保全することをPRするため「ホテル観賞のタベ」を開催 開催日：令和6年6月14日(金)、15日(土) 場 所：西代里山公園 ●ホテル育成に係る先進地視察研修やホテル養殖の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林整備の実施 ●西山森林整備推進協議会と連携した、京都モデルフォレスト運動による森づくりへの支援や自然環境調査を実施 ●多様な生き物が暮らす森を再生するため、新規植樹地を整備し、新規植樹を実施 ●搬出した木材の公共施設等へ利活用 ●子どもたちの環境教育の推進・充実を目的として「西山ファミリー環境探検隊」の実施 実施回数：計3回(4月・8月・11月・3月) / 参加者数：147人 ●ホテルの生育環境を保全することをPRするため「ホテル観賞のタベ」を開催 開催日：令和7年6月13日(金)、14日(土) 場 所：西代里山公園 ●ホテル育成に係る先進地視察研修やホテル養殖の実施

課題	基本方針	事業名	事業内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
・生涯学習への活用 ・人材育成 ・組織・体制 (財源確保と支えるしくみづくり)	4 みんなで支えるしくみづくり 歴史文化で想いめぐる	47 長岡京市景観計画に基づく景観保全	長岡天満宮周辺地域を景観の「重点地区」、西国街道沿線を景観上の「旧街道軸」とし、個人住宅等の小規模建築物の建替・新築時には伝統意匠への配慮等を指導します	●建築物の新築等の届出時に、周囲のまちなみや伝統意匠に配慮した計画とするよう指導	●建築物の新築等の届出時に、周囲のまちなみや伝統意匠に配慮した計画とするよう指導	●建築物の新築等の届出時に、周囲のまちなみや伝統意匠に配慮した計画とするよう指導
		48 近隣自治体等との連携の促進	乙訓文化財事務連絡協議会や京都府ミュージアムフォーラム等、近隣自治体との情報交換の場に参加し、文化財の保存・活用の新たな手法の発見・立案につなげます	●乙訓文化財事務連絡協議会等、近隣自治体との情報交換の場への積極的な参加 ●京都府ミュージアムフォーラム、京都府文化財所有者等連絡協議会、京都府文化財保存活用推進会議等、京都府下の自治体との情報交換会への参加	●乙訓文化財事務連絡協議会等、近隣自治体との情報交換の場への積極的な参加 ●京都府ミュージアムフォーラム、京都府文化財所有者等連絡協議会、京都府文化財保存活用推進会議等、京都府下の自治体との情報交換会への参加	●乙訓文化財事務連絡協議会等、近隣自治体との情報交換の場への積極的な参加 ●京都府ミュージアムフォーラム、京都府文化財所有者等連絡協議会、京都府文化財保存活用推進会議等、京都府下の自治体との情報交換会への参加
		49 大学・高校、企業等との連携強化	大学・高校、企業等と連携し、地域の文化財の再評価や文化財の保存・活用に関する新たなアイデアの発見・立案につなげます	●京都府立大学（歴史地理ゼミ）との連携による文化財保存活用地域計画の推進	●立命館高校と市が連携し、「総合的な探究の時間」の取組として、地域探求プロジェクトを実施。生徒たちが、地域課題の調査・分析、フィールドワーク等を通して探究活動に取り組み、成果を発表した。テーマの多くに市の歴史文化の魅力を発信するための提案が数多く見られた。	
		50 ★重点 財源確保のための取組推進	ふるさと納税やクラウドファンディング等を活用した、文化財の保存・活用のための財源確保に向けた取組を進めます	●ふるさと納税の返礼品として、長岡京市歴史資料集成2『写真でふりかえる長岡京市』と観光写真5枚をセットで提供 ●文化財所有者によるクラウドファンディングの実施 ・楊谷寺阿弥陀堂屋根保存修理工事 ・光明寺宝物庫改修工事	●ふるさと納税の返礼品として、長岡京市歴史資料集成2『写真でふりかえる長岡京市』と観光写真5枚をセットで提供	●ふるさと納税の返礼品として、長岡京市歴史資料集成2『写真でふりかえる長岡京市』と観光写真5枚をセットで提供

京都府暫定登録文化財への登録について

文化財保存活用課

この度、京都府教育委員会より、京都府文化財保護審議会からの答申(令和8年2月)を得た令和7年度府指定等文化財について、令和8年3月末見込みで指定及び登録する旨の通知がありました。

以下の通り、光明寺の書籍・典籍が府暫定登録に登録されますので、ご報告します。

京都府暫定登録文化財

区分	名称	員数	所有者
書籍・典籍	紙本墨書称讃浄土仏撰受経 紺紙金字仏説阿弥陀経(甲本) 紺紙金字仏説阿弥陀経(乙本)	3巻	光明寺